団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	有限会社　岡松自動車鈑金		
代表者	岡松　高雄	**担当者**	岡松　高雄
所在地	〒781-6401 高知県安芸郡奈半利町甲 1907-6 TEL:0887－32－1119　　FAX:0887－32－1129 Ｅ-mail:okamatsusan@mx81.tiki.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	昭和 45 年　岡松自動車鈑金設立 平成 7 年　建設機械特定自主検査指定工場に認定 平成 8 年　民間車検指定工場に認定(四運指第 1552 号) 平成 15 年からディーゼルエンジン排気ガス浄化装置の開発に取り組む 平成 18 年　排気ガス浄化装置(実用新案登録証　登録番号第 3118698 号) 平成 21 年　ディーゼルエンジンの黒煙回収装置(特許第 4304457 号) 平成 21 年　木質系廃棄物を利用した木質固形燃料(登録第 3152408 号) 平成 23 年　排気ガス浄化装置(登録第 3166543 号)		
団体の目的／事業概要	ヒノキ水溶液を利用した、環境に優しい製品(開発・製造・販売) ・　排気ガス浄化装置で(ＣＯ・ＨＣ・ＮＯｘ・ＰＭ・黒煙・ＣＯ２)の低減。 　排気温度の低下。排気臭の低減。 ・　植物性添加剤で(有害物質の低減)　燃費向上。発熱量の向上。 ・　加湿器で(消臭・抗菌・殺菌・防虫・癒し)の効果。 ・　森林再生・森林整備・木材、間伐材利用・雇用。		
活動・事業実績(企業の場合は環境に関する実績を記入)	・排気ガス浄化装置 平成１５年　高知県土木部建設工事及び、森林局にて承認。 (15 高建菅第５６７号) 高知県発明コンクールにて高知県知事賞受賞。 平成２０年　四国森林管理局主催　四国山の日賞受賞(木材利用部門) 平成２２年　四国森林管理局排気ガス浄化装置承認。 公用車(ダンプ・パッカー車)　・建設機械に取付けて、平均７５％以上有害物質を低減させています。 ・　植物性添加剤 ディーゼル車・ガソリン車・重油などに使用する事で、燃費が良くなりＣＯ２を低減させる。 ・加湿器 主に、家庭用の販売が多いが、業務用(病院・福祉施設・学校・公共施設など)にも、利用が考えられる。 高知県地球温暖化防止県民会議会員		
ホームページ	http://ww81.tiki.ne.jp/~okamatsusan		
設立年月	1970 年　　6 月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　　年　　月　　日		
資本金/基本財産（企業・財団）	5,000,000円	**活動事業費／売上高（H22）**	円
組　織	スタッフ／職員数　　5　名　（内 専従　　2 名） 個人会員　　名 / 法人会員　　名 / その他会員（賛助会員等）　　名		

提 言

政策のテーマ　　大気汚染・温暖化防止と森林保全・間伐材利用

◆応募分野：（A）・ B（どちらかを選択して○）

団体名：㈲　岡松自動車金

担当者名：岡松　高雄

■政策の分野
・地球温暖化防止
・地球環境問題への対応（持続可能な開発）
■政策の手段
・環境保全
・森林活性化と雇用

■キーワード	大気汚染	ＣＯ２削減	温暖化防止	森林保全	雇用

① 政策の目的
・ ヒノキ水溶液で、大気汚染（有害物質の低減）地球温暖化防止。ＣＯ２の削減。
・ 古い（車両・機械）でも、排気ガス浄化装置を付ける事により規制値をクリアし、使用出来る。
・ ヒノキ水溶液を使用する事で、森林保全・間伐材の利用・山の活性化・雇用に繋がる。

② 背景および現状の問題点
１）排気ガスの規制がより厳しくなっていく中で、古くなった（車両・機械）は日本国外へ輸出されているが、日本国内の大気汚染（ＣＯ２）の削減になっても、地球全体で考えれば削減にはならない。又、古い（車両・機械）を廃棄・解体したとしてもリサイクル出来る物は良いが、出来ない物は産業廃棄物になり、それもまた問題である。
２）高価な特殊機械を持っている建設業などは、規制基準をクリア出来ている車両の買い替えを求められているが、この不況ではなかなか難しいと考えられる。
２）日本の森林は、近年価格の安い輸入品（外材）が増え、森は間伐されずに荒れ放題。

③ 政策の概要
1) ＤＥエンジンから排出される有害物質（ＨＣ・ＣＯ・ＮＯｘ・ＰＭ・黒煙・ＣＯ２）を、ヒノキ水溶液を使用した排気ガス浄化装置を取付ける事により低減させる。【大気汚染】
2) 又、排出される排気温度の低下。【ヒートアイランド】
3) 現在使用している（車両・機械）は、輸出・又は廃棄するのではなく、出来るだけ共存させる。
4) ヒノキ水溶液の特性を十分に発揮させ、環境製品を販売する。（排気ガス浄化装置・添加剤・加湿器・園芸用ボイラーなど）。
5) 木材、間伐材の有効利用。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

・(車両・機械)にヒノキ水溶液使用の排気ガス浄化装置の取付け。

①

②

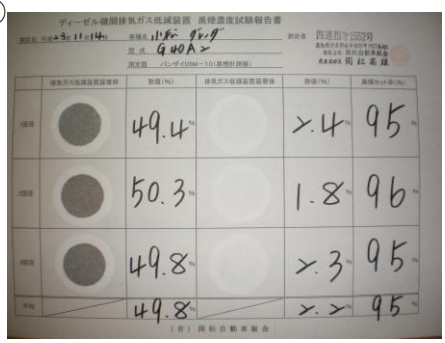

黒煙テスタで測定(95%)カット

③

④

排気温度は装置前と装置後で測定すると３７．４℃の低下。

・植物性添加剤(ヒノキ)

軽油のみでの測定値より、植物性添加剤(ヒノキ)を混ぜた時の方が黒煙・ＳＯＦ成分が低減されている

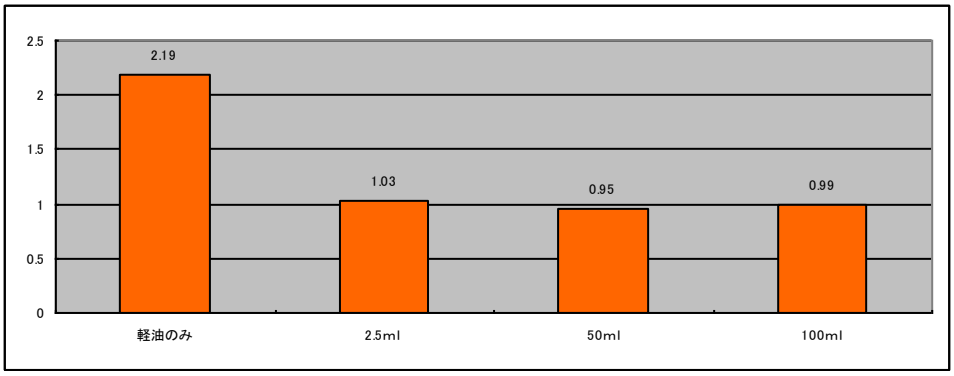

添加剤を、軽油の中に混ぜオパシメータで測定

・ヒノキ水溶液

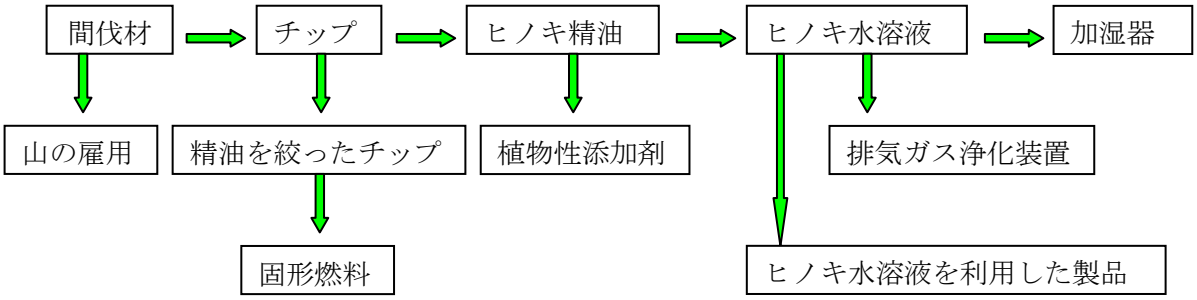

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

・四国森林管理局承認ですので、日本各地の森林管理局で協力してもらい又、国土地方整備局と環境省でも地球温暖化防止に、ご協力をお願いしたい。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

１）ＤＥエンジンから排出される（ＣＯ・ＨＣ・ＮＯｘ・ＰＭ・黒煙・ＣＯ２・ＳＯＦ成分）の低下。【大気汚染】

２）ディーゼルエンジンからの排気臭が和らぐ。（ヒノキの香り）

３）排気温度の低下。【ヒートアイランド】

４）ヒノキ水溶液を利用する事で、木材、間伐材の有効利用と森林保全・山の活性化・人の雇用にも役立つ。

⑦ その他・特記事項

・ヒノキには、たくさんの効果があり、ＤＥエンジンから排出される有害成分を、科学的に変化させるため回収して焼却しても安全。

・他にも、消臭・殺菌・防虫・防カビ・抗菌性・香りを嗅ぐ事で、癒しの効果がある。そのため加湿器に使用する事により様々な場所で利用できると思われる。（自宅・オフェス・病院・学校・福祉施設など）

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人　環境ＮＰＯいばらき		
代表者	理事長　飛田　秀幸	**担当者**	副理事長兼事務局長　檜山　功
所在地	〒310-0836　茨城県水戸市元吉田町２６４９－２１ TEL:029－247－4064　　FAX:029－248－2958 E-mail:BYA05445@nifty.com		
設立の経緯／沿　革	平成１９年１１月６日　設立登記完了 環境省制定の「エコアクション２１」の審査・コンサルタント・判定委員会委員・普及啓発セミナーの講師など、エコアクション２１の普及啓発を推進中です。 エコアクション２１の茨城県の「地域事務局いばらき」と、密接な協力関係にあります。 茨城県地域事務局は、茨城県中小企業団体中央会内にあります。		
団体の目的／事業概要	登記上の目的及び事業 この法人は、広く一般市民及びあらゆる事業者を対象として、エコアクション２１の認証取得支援、並びにエコアクション２１の普及活動、環境保全に関する啓蒙及び普及活動に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 １．環境の保全を図る活動 ２．前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 １．特定非営利活動に係る事業 （１）エコアクション２１の普及事業 以下略		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	１．茨城県内の「エコアクション２１」の認証登録事業者数を、ゼロから、１５０件に増加させた。 ２．上記の登録企業の登録審査・中間審査・更新審査は、全て、「環境ＮＰＯいばらき」の会員が担当している。 ３．上記の各企業のエコアクション２１環境管理システムの構築指導の大部分は、「環境ＮＰＯいばらき」の会員が担当している。 ４．茨城県内で行われている「エコアクション２１」に関するセミナー等の講師は、その殆どは、「環境ＮＰＯいばらき」の会員が担当している。 ５．その結果は、短期間で、エコアクション２１の茨城県内の認証・登録企業をゼロから、約１５０件に増加させたことを見ても分かる。		
ホームページ	http://kankyou-npo-ibaraki.web.infoseek.co.jp/		
設立年月	平成１９年７月　　＊認証年月日（法人団体のみ）平成１９年１１月６日登記完了		
資本金/基本財産（企業・財団）	H23.12.31.現在　1,464,265円	**活動事業費／売上高（H22）**	794,000円
組　織	スタッフ／職員数　　５名　（内 専従　　０名） 個人会員１５名　　法人会員　　０名　　その他会員（賛助会員等）２名		

提 言

政策のテーマ　　グリーン購入法の活用による京都議定書公約達成への提言

◆応募分野：　○Ａ　・　Ｂ（どちらかを選択して○）

団体名：環境 NPO いばらき

担当者名：副理事長兼事務局長　檜山　功

■政策の分野
・地球温暖化の防止。
・

■政策の手段
・政令の改正。
・

■キーワード	地球温暖化防止	京都議定書最終年度	環境省制定エコアクション２１	グリーン購入法の活用	企業に取得を決意させる方法

① 政策の目的
・地球温暖化防止は、大震災等諸般の事情はあるが、これとは別に協力に推進を要する。
・京都議定書の最終年度であり、精力的に推進しなければならない。
・「グリーン購入法」の政令に、「エコアクション２１認証取得企業の製品はグルーン製品とみなす。」という条文を追加する。これにより企業にｴｺ21の認証取得意欲を湧かせる。

② 背景および現状の問題点
・環境省制定のエコアクション２１は、二酸化炭素削減を第一の必須テーマとして要求。
・その活動結果を環境活動レポートとして、毎年公表を」義務付けている優れモノである。
・これを認証取得させれば確実に効果が出るが、現在企業に取得を決意させる強制力が無い。
・年間１，５００ＫＬ以上使用んｐ超大企業には、「改正省エネ法」と「東京都条例」で削減義務あり。
・日本の企業の約９０％は中小企業である。これにｴｺ２１認証取得を決意させ、二酸化炭素削減を推進。
・グリーン購入法は地方公共団体に実施義務があるが、この改正で中小企業に認証登録意欲が湧く。
・グリーン購入法で地方公共団体もエコアクション２１の認証登録に動きやすくなる。

１．京都議定書の最終年は目前となった。京都議定書の最終年度を乗り切る切札はこれである。
２．年間１，５００ＫＬ以上使用の超大企業には「改正省エネ法」と「東京都条例」で削減義務あり。
３．一方、一般家庭には、福島原発事故に伴う計画停電の回避のための節電意識が徹底してきた。
４．エアーポケットは、年間１，５００ＫＬ未満の、中堅企業と中小企業である。
５．日本の企業の約９０％は中小企業である。これに網をかけることが重要である。
６．環境省制定の「エコアクション２１」は、二酸化炭素削減を必須テーマとして活動させている。
７．「グリーン購入法」は官公庁に強制義務がある。
８．2009 年度改訂のエコアクション２１で認証・登録企業は「グリーン購入法」が必須となった。
９．「グリーン購入法」の政令か省令かで、「エコアクション２１認証・登録企業の製品サービスは、グリーン購入法のグリーン商品とみなす。」ということを追記する。
１０．グリーン購入法は官公庁並びにエコアクション認証・登録企業に強制力があり、エコアクション２１の普及啓発が加速される。
１１．地方公共団体には物資調達先をエコアクション２１認証・取得企業から調達させる。
１２．二酸化炭素削減は、「エコアクション２１」の認証・登録を通じて日本全国企業で推進する。
是非、「グリーン購入法」の政令か省令等への追記改正を早急に対策するようご高配お願い申し上げます。その後の普及啓発の実務は、我々エコアクション２１審査人が担当します。

③ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

環境省で「グリーン購入法」の政令・省令に条文を追加する。
①エコアクション２１認証取得企業の製品はグリーン購入法のグリーン６製品該当とみなす。
②地方公共団体は、物品・役務等の発注先はエコアクション２１認証取得企業から選ぶよう心がけること。

⇓

１．エコアクション２１認証取得企業数は現在約７，０００あるがこれを飛躍的に拡大出来る。
２．地方公共団体は、エコアクション２１を積極的抜推進させるようになる。
３．エコアクション２１認証取得企業が二酸化炭素排出量削減を強力に推進する。
４．エコアクション２１認証取得企業の毎年公表する環境活動レポートを集計することにより、全国の二酸化炭素削減量が把握出来る。

⇓

１．京都議定書公約達成。
２．外国に排出権購入の為の予算を使わないで済む。
３．国際世論を味方に付けることが出来る
４．日本の国連での発言力が強くなる。

④ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

１．環境省にて、グリーン購入法の政令・省令を改正し、条文を追加する。
①エコアクション２１認証取得企業の製品はグリーン購入法のグリーン６製品該当とみなす。
②地方公共団体は、物品・役務等の発注先はエコアクション２１認証取得企業から選ぶよう心がけること。

２．地方公共団体は、グリーン購入法の精神に則り、エコアクション２１認証登録を管轄の企業に奨励する。

３．エコアクション２１地域事務局は、エコアクション２１の普及啓発に努める。

４．エコアクション２１審査人は、エコアクション２１の普及啓発に努める。

⑤ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

１．年間１，５００ＫＬ以上使用の超大企業には「改正省エネ法」と「東京都条例」で削減義務あり。

２．エアーポケットの、年間１，５００ＫＬ未満の、中堅企業と中小企業に二酸化炭素削減努力義務を課す。

３．日本の企業の約９０％は中小企業である。これらの企業が積極にエコアクション２１を認証登録し、二酸化炭素削減活動を推進する。

４．エコアクション２１認証登録企業が飛躍的に拡大する。

５．二酸化炭素削減の京都議定書が達成出来る。

６．日本の国際的評価が飛躍的に高まる。

⑥ その他・特記事項

環境省制定のエコアクション２１という優れモノを、グリーン購入法を活用することによって、「魂」を入れ、二酸化炭素削減義務を達成させましょう。
ご高配ください。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	民間非営利活動団体　環境技術サポートＪＡＰＡＮ		
代表者	代表　下平利和	**担当者**	同左
所在地	〒 394-0005 長野県岡谷市山下町２－１６－２７ TEL:0266－22－7245　　FAX:0266－22－7245　　携帯：080－1124－7446 E-mail: toshimo@po23.lcv.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	***環境問題でお困りになっている現場の声に真摯に耳を傾け、問題解決に向け、英知を結集！*** 当団体は、1978 年頃より今日まで、環境問題に係る多くの現場を回ってきた。現場の声に真摯に耳を傾け、現場でお困りになっていることに対しては、できるだけお応えしようと努めてきた。従来の技術では先方のご期待にお応えできない難問については、自身に与えられた課題として、独自に、解決に向け研究開発に取り組んできた。当団体がこれまでに行ってきた環境技術（空気浄化、水処理、廃棄物処理、放射性物質除染）の研究開発等の概要を下段、活動実績に示す。		
団体の目的／事業概要	〔目的と活動概要〕1)当団体は、地球生態系の保全と循環型社会の構築に寄与することを目的とし、身近な地域から地球規模まで、環境問題解決のための技術的相談、研究・開発を行う知識と経験が豊富な環境技術者のネットワークです。 2)非営利の民間組織(環境技術者ネットワーク）であり、ボランティア（自発・無償・利他の精神）で活動しています。3)得意としている環境技術は、空気浄化（調和)、水処理、廃棄物処理、放射性物質除染、省エネ・省資源、自然エネルギー（太陽光・水力・風力・バイオマス・空気熱・地熱）活用の分野です。 *シンク・グローバリー・アクト・ローカリー　　信州発世界へ　エコ・新技術を発信！！*		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	○研究開発(1996 年～):生ごみや下水汚泥などバイオマス系廃棄物の発酵法による堆肥化、固形燃料化、減量化技術、「循環空気調和型堆肥化(発酵)施設」の開発 ○研究開発(2000 年～):生物多様性保全対応、低コスト・高効率の水処理技術「バイオ方式(無薬注・無曝気)水処理システム」の開発　他多数 ○研究開発(2005 年～):バイオ方式固体燃料化技術(B.RDF技術)の研究開発、及び次世代廃棄物処理システムの提唱 〔(財)長野県科学振興会 H20 年度　助成活動〕 ○技術提案(2008 年):長野県「水循環・資源循環のみち 2010」構想　他 ○政策提言(2008 年度):「バイオマスタウン構想の推進、及び次世代廃棄物処理システムの構築」のテーマで第 8 回 NGO/NPO・企業環境政策提言 ○政策提言(2009 年度):「全廃棄物の脱焼却・脱埋立・エネルギー資源化に向けて・・・次世代廃棄物処理システムの構築」のテーマで第 9 回 NGO/NPO・企業環境政策提言 ○政策提言(2010 年度):「本当にエコですか？・・・検証します！　統合的環境影響評価の手法の確立と普及」のテーマで第 10 回 NGO/NPO・企業環境政策提言 ○研究開発(2011 年):発泡鉱石(パーライトなど)を用いた、放射性物質の除染・遮蔽・回収技術の研究開発 ○著書出版(2011 年):「自然と共生する循環型社会形成のための－生態系に学ぶ! 廃棄物処理技術」ほおずき書籍㈱より出版(著者;当団体代表　下平利和)　　他多数		
ホームページ			
設立年月	１９７８年　　４月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　　年　　月　　日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H20）**	円
組　織	スタッフ／職員数　　１０　　名（内 専従　　名） 個人会員　　名 ／ 法人会員　　名 ／ その他会員（賛助会員等）　　名		

提 言

政策のテーマ　－温室効果ガスの排出量削減とエネルギーの自給率向上に向けて－
部門別「地球温暖化対策の手引き（手法）と好適事例」の作成、及び活用・普及

◆応募分野： A ・ B（どちらかを選択して○）

団体名：民間非営利活動団体
環境技術サポートＪＡＰＡＮ
担当者名：下平利和

■政策の分野
・地球温暖化の防止　・環境パートナーシップ
・エネルギーの自給率向上

■政策の手段
・制度整備及び改正　・組織活動
・情報管理、情報の開示と提供

■キーワード	低炭素社会の構築	ＣＯ2排出量の削減	エネルギーの自給率向上	地球温暖化対策の手法	地球温暖化対策の好適事例

① 政策の目的

政策の目的は、産業、業務、家庭、運輸、建築物、自然エネルギーなどの各部門別に「地球温暖化対策の手引き（手法）と好適事例」を作成し、これを冊子として発行し（ウェブサイトでも開示）、全国的に広く活用・普及して、低炭素社会の構築（温室効果ガスの排出量削減とエネルギーの自給率向上）を的確に推進することにある。

② 背景および現状の問題点

わが国では、ＣＯ2排出量25％削減の目標が掲げられ、産業、業務、家庭、運輸、建築物、自然エネルギーなどの各部門にＣＯ2排出量の削減が要求されてはいるが、現場においては「具体的にどのような手法をとればよいかわからない」、「コストがかかる」、「効率が低下する」、「生態系への影響が懸念される」、「安全面が心配」、「補助制度はないか」など疑問点・問題点が多いのが実状である。一方、一部の意識層においては、ＣＯ2排出量の削減に向けた熱意ある取り組みによって、多大な成果を挙げている好適事例も見受けられる（諸外国を含む）。本提言は、このような現状を鑑み、各部門の現場における温暖化対策の疑問点・問題点（障害物）と好適事例（推進力）を抽出・収集し、これをもとに、わかりやすい「地球温暖化対策の手引き（手法）と好適事例」を作成して現場に提供し、混迷する現場の疑問・問題などに応え、低炭素社会の構築（温室効果ガスの排出量削減とエネルギーの自給率向上）を的確に推進するものである。

③ 政策の概要

以下に政策の実施概要の手順を示す。

(1)「地球温暖化対策の手引き（手法）」作成検討委員会（仮称）の設置・運営

↓

(2)　各部門別に「地球温暖化対策の手引き（手法）」を作成
現場における温暖化対策の疑問点・問題点（障害物）と好適事例（推進力）を抽出・収集し、それに対応する手引き（手法）を検討・作成

↓

(3)　各部門別に「地球温暖化対策の手引きと好適事例」の冊子を発行、及び活用・普及（ウェブサイトでも開示）

（フォローアップ）見直し・改良・更新

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

(1)「地球温暖化対策の手引き(手法)」作成検討委員会（仮称）

委員会は、産業・業務・家庭・運輸・建築物・自然エネルギーなど各部門別の地球温暖化対策（省エネ・省資源・再生可能エネルギーなどの分野）に関わる行政や事業所の担当者、消費者の代表、及び地球温暖化対策や環境評価の専門家から構成し、全体協議会と各部会で運営する。

○社会部会（行政や事業所の担当者、消費者の代表等のグループ）

・各部門別に現場における地球温暖化対策の疑問点・問題点(障害物)と好適事例（推進力）を抽出・収集する。

・各部門別「地球温暖化対策の手引きと好適事例」の冊子を活用・普及する。

○技術部会（地球温暖化対策や環境評価の専門家を中心としたグループ）

・社会部会と連携をとり、好適事例を参考に、現場の疑問点・問題点に応える、各部門別「地球温暖化対策の手引き(手法)」を作成する。

委員会は、冊子発行後も継続して定期的に設け、手法や好適事例の見直し、改良、更新(フォローアップ)を行う。

(2)各部門別に「地球温暖化対策の手引き(手法)」を作成

各部門の現場における温暖化対策の疑問点・問題点（障害物）と好適事例(推進力)を抽出・収集し、それに対応する手引き（手法）を検討・作成する。

○手引きの項目（例）

1. 温暖化対策実施に当たっての基本的事項（手法の概要とフロー）
2. 温室効果ガス排出量の算出方法（全国統一方式）
3. 施策実施に当たっての検討事項(排出量削減効果、効率、コスト、環境保全面・安全管理面、補助制度　他）
4. 手法を用いて代表的な実施施策を検証（利点と課題）
5. 温暖化対策の手法Ｑ＆Ａ

＊自然エネルギー部門は、導入に当たっての基本的事項や検討事項、再生可能エネルギー量や自給率の算出方法など

(3)各部門別に「地球温暖化対策の手引きと好適事例」の冊子を発行、及び活用・普及（ウェブサイトでも開示）

○冊子の内容（例）

1. 各部門の現場における地球温暖化対策の手法をわかりやすく示す（図解）。
2. 代表的事例を引用して、上記手法を用いて地球温暖化対策の効果を検証し、混迷する現場の疑問・問題に応える（温暖化対策を妨げる障害物を除去する、事例を紹介)。
3. 上記手法を用いて地球温暖化対策の効果を検証して、好適事例を紹介する(温暖化対策の推進力になる好適事例を紹介)。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

低炭素社会の構築を目的とする、全国にネットワークのあるＮＰＯが主体となり、産業、業務、家庭、運輸、建築物、自然エネルギーなどの各部門別の地球温暖化対策（省エネ・省資源・再生可能エネルギーなどの分野）に関わる産・学・官・民の担当者の代表、及び専門家が連携をとり、上記④の(1)(2)(3)を実施する。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

1. 地球温暖化対策に疑問･問題を有する各部門の現場にわかりやすい｢地球温暖化対策の手引き(手法)｣を提供することにより、これを用いて現状把握(見える化)や地球温暖化対策の効果を検証することができ、的確に低炭素社会の構築（温室効果ガスの排出量削減とエネルギーの自給率向上）を推進することができる。
2. 各部門において、新たな事業活動を計画する場合や、生活態様の変更を計画する場合、事前に｢地球温暖化対策の手引きと好適事例｣を用いて、先行する実施事例を参考にして温暖化対策の効果を検証し予測することができ、的確に低炭素社会の構築（温室効果ガスの排出量削減とエネルギーの自給率向上）を推進することができる。
3. 各部門において、｢地球温暖化対策の手引きと好適事例｣を参考に、これを応用（有効に活用）することにより、低炭素社会の構築（温室効果ガスの排出量削減とエネルギーの自給率向上）を加速的に推進することができる。

⑦ その他・特記事項

○政策の実施に係る課題

当該提言は、産業、業務、家庭、運輸、建築物、自然エネルギーなどの各部門の現場における地球温暖化対策の疑問点・問題点（障害物）と好適事例(推進力)をできるだけ多く、正確に抽出・収集することが重要となり、そのため以下の項目が課題として挙げられる。

１．産業・業務・家庭・運輸・建築物・自然エネルギーなどの各部門に関わる行政や事業所の担当者、消費者の代表などの協力が必須（協同作業）。

2. 各部門における温暖化対策の手法やＣＯ2排出削減量などの情報の開示と提供が必要（制度整備・改正や顕彰制度などの検討）。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	社団法人環境創造研究センター		
代表者	岩坂泰信	**担当者**	**児玉剛則**
所在地	〒456-0018　名古屋市熱田区新尾頭 1-10-1　GIS センター１階 TEL：052-627-0300　　FAX：052-682-0307 E-mail：cca-info@kankyosoken.or.jp		
設立の経緯／沿　革	昭和 51 年　愛知県環境部所管法人として認可、設立。 平成 15 年　愛知県知事より愛知県地球温暖化防止活動推進センター指定。 現在に至る。		
団体の目的／事業概要	地域における自然・社会の複合的環境に関する科学的研究を行うとともに、その体系化の確立と普及を図り、望ましい人間環境の保全と創造に寄与することを目的としている		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	平成 22 年度の活動 ＜委託・補助事業＞ 環境省 　平成 22 年度低炭素地域づくり面的対策推進事業委託業務 　平成 22 年度二酸化炭素排出抑制対策事業 愛知県 　平成 22 年度地球温暖化防止活動普及啓発事業委託 民間委託 　平成 22 年度エネルギー研修事業 ＜機関誌等の発行＞　３回 ＜講演会・シンポジウム等＞　４回		
ホームページ	http://www.kankyosoken.or.jp/		
設立年月	昭和 51 年３月　＊認証年月日（法人団体のみ）昭和 51 年３月 16 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	１８１千円	**活動事業費／売上高（H22）**	32,195千円
組　織	スタッフ／職員数　３名　（内 専従　３名） 個人会員　４６名	法人会員　１３名	その他会員（賛助会員等）　名

提 言

政策のテーマ	エネから創エネへ－創エネに国民各層の参加を促すための再エネ導入に向けた市民ファンド運用事務の支援

◆応募分野： Ⓐ ・ B（どちらかを選択して○）

団体名：社団法人環境創造研究センター

担当者名：児玉剛則

■政策の分野
・地球温暖化の防止
・環境パートナーシップ
■政策の手段
・制度整備及び改正
・予算、資金措置

■キーワード	再生エネルギー	市民ファンド	安定的市民参加	賦課金活用	経常的運営事務

① 政策の目的

すでに政府は主に温暖化対策のためエネルギーの多様化を目指して、再生可能エネルギーを利用する発電に対して一定の価格給付を行って、その普及を促進する「再生可能エネルギー特別措置法」（以下、特措法という）を制定し今年の７月から施行しようとしている。

この取組は、とりわけ脱原発を目指す市民団体から評価されていることは周知のとおりで、自宅に太陽光発電パネルを設置するための補助金の支給には疑いの余地がないような空気がある。しかし、250万円ほどの資金と設置可能な住宅、さらに確実に日光が遮られないという立地環境がそろわないとパネルを設置することはできない。10万円くらいならなんとかなるという人はいるかもしれないがこれでは設置の費用は足りず賦課金を支払うしかない。お金があっても設置する場所が無い場合や、お金があり場所もあるが、周辺のマンションなどのため日照が確保できない人たちも同様である。こうした状況にある人たちはどうすれば特措法が描く再生可能エネルギーの創設に加わることができるのであろうか。

太陽光発電パネルの設置などの創エネに、経済力や住居の立地環境の是非に関わらず市民が平等に参加できる枠組みを目指した政策を提言する。

② 背景および現状の問題点

上記目的に沿って現状を検討するため、本センターが指定を受けている愛知県地球温暖化防止活動推進センターでは、昨年11月から今年の１月にかけて５回にわたって有識者や市民団体および関係行政機関の方々と共に「市民による『再生可能エネルギー利活用事業』のあり方」検討会を開催し課題を検討した結果、次のような背景と現状の問題点が抽出された。

●掛川市の取組み

掛川市が策定した新エネルギービジョンを普及啓発するため開催された新エネルギーフォーラムの参加者のなかから、地域にある小中学校の屋上に太陽光発電施設を取り付け発電した電気を売却するするとともに児童生徒の環境学習に活用するNPO法人を設立した人たちがいる。

市役所は国のスクールニューディール構想を活用しながら、この取り組みを支援する手法の一つとして、住民が収集した古紙を市価より高価に買取る事業者と連携して環境基金を創設している。市役所は関係者との連絡調整や設備設置のための技術的助言など金銭による補助ではなく、市役所か得意とする分野である「公的機関としての信用」を活用したのが掛川市の取組みであるといえよう。

●市民ファンドの設立課題

再生可能エネルギーを活用するため、市民から小口の資金を集めてファンドとして運用することは先進事例もあって取組やすいように思われる。サステナジー株式会社の三木浩取締役によると、資金としての有用性はまとまった大口の資金が提供でき与信を提供できる金融機関、とりわけ地元密着の地銀や信用金庫の参加が事業成功の「鍵」であると解説される。

小口資金は募集に時間を要することと、資金運用までの事務手続き費用がかかる割には資金量が大きくなく資金としてだけならばさほどのメリットはさほどではないという。

しかし、多数の市民が参画した発電施設の設置は、地元の金融機関としては預金対策などからは魅力あり、事務費用の負担が少なければ再生可能エネルギーの創設という新規の投資先を市民と共有することはＣＳＲの観点からも検討の余地は十分あるという。

●「家庭・コミュニティ型」低炭素社会システム（スマートグリッド）実証プロジェクト

国が実施している「家庭・コミュニティ型」低炭素社会システム実証プロジェクトが行われている豊田市のスマートグリッド実証実験の現地を見学した。「無理なく、無駄なく、快適なエコライフの実現」を目指して、市民は「省エネ、低炭素ライフ、先進的低炭素コミュニティづくり」へ参画するというものである。

縦割りの情報管理がなされ、実験途上でもあったことから成果は不明であるが、参加する市民はスマートハウスの購入とスマートメーターを意識したライフスタイルをすることになるため、5,000万円以上が必要であり、小口資金しかなくスマートメーターの設置もままならないような市民が参加できるような体制とはいえない。

●送配電の課題

電気事業者から、現状の配電設備とシステムならびに再生可能エネルギーとりわけ多数の太陽光発電が設置された場合の配電設備や安定した配転体制の在り方について情報提供を受けた。

新聞によると「国は米国の独立系統運用機関にならった公的機関に送配電事業に委託することを目指す」という報道が出されている。昨年、震災後に東電の計画停電を体験した関東地域では安定した送配電がどれほど大切かを体験している。その貴重な体験を震災の一時的な出来事としないためにも、「さほど高くない」とか「競争が必要だから」という言葉に惑わされず、先ずは再生可能エネルギーの導入について「安定供給が第一」と発信していくことが必要と考えられる。

③ 政策の概要

再生可能エネルギーによる電気がより多く発電されるための打出の小槌のように特措法を考えているとしたら、それは賦課金によって貧乏人を打ち付ける小槌にもなりかねないという側面に配慮しなくてはいけない。

そこで再生可能エネルギーを国民各層の全員が参加するため、特措法による賦課金の一部を市民ファンドの運用事務費として市民団体に支払われる仕組みを提言する。

市民ファンドが参画して設置された再生可能エネルギーに対しては、その発電量に対して市民ファンドの出資比率に応じて連絡通信費や預かり金の運用などに要するための事務費が支払われれば、資金的に割の合わない小口の資金を扱う市民ファンドが安定的に募集され運用可能となる。発電設備の設置費に比較して発電量の少ない発電は、相対的に事務費の補助が少なくなり、効率が低い発電方式や施設は淘汰されることになるであろう。

特措法が国民の各層から支持され、一部の富裕層にだけその成果を享受させるのではなく、「だれでも、いつでも、どこでも、お金がわずかでも」この特措法に参画できるよう、賦課金を発電者に返金するだけではない政策の展開が望まれる。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

ＮＰＯ等が市民ファンドの事務局を担い、市民からの投資を集める事務を行なう。国や自治体はこの事務局に対して賦課金を原資とした事務費等の支援を行なう。これらの市民ファンドに加えて地元金融機関等と連携した「融資ファンド」を設けて再生可能エネルギー発電所の設置に融資する。また、自治体は市民の出資を円滑にするため、広報活動などを市民ファンドの事務局に委託するなどの協働事業を実施する。

国や自治体の支援のもと地元金融機関と連携し融資ファンドを創設

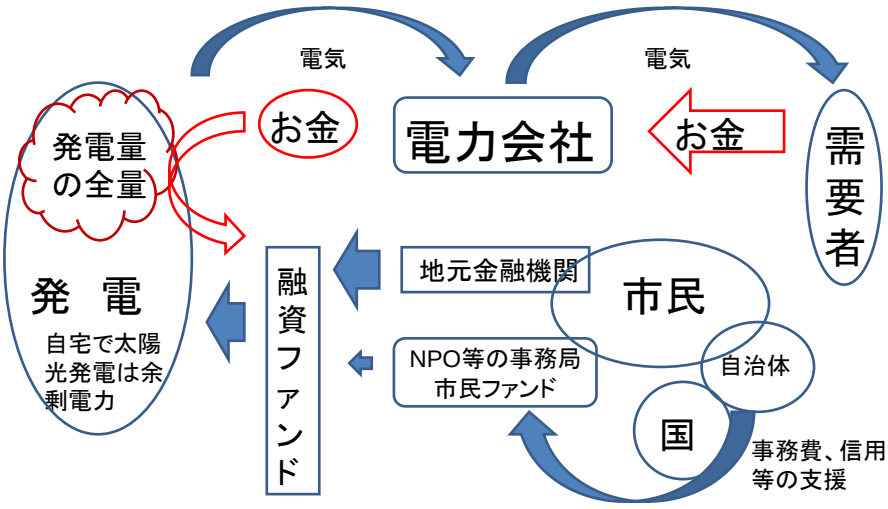

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

関係者の役割は以下のように想定される。
国　　：政策の実施、賦課金から市民ファンドの事務局に事務費が支払われる仕組みの構築、など
自治体：市民ファンド事務局の認定、事務局への広報活動の委託など
融資ファンド：地元金融機関と市民ファンドを合体し発電事業者へ設備資金などを融資する
ＮＰＯ等事務局：市民ファンド参加者の募集、ファンドの運用、など
地元金融機関　：市民ファンドとの連携、融資への協力、など
市民　：市民ファンドへの参加

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

この政策によって、再生可能エネルギーによる発電事業に国民の各層が参加でき、地域ごとに自発的な電気の供給が促され「みんなで話し合い」「みんなが参加する」自立した社会の構築が期待される。

⑦ その他・特記事項

先日、読んだ本が気にかかった。それは毎日小学生新聞に掲載された元毎日新聞論説委員が東電の無責任な体質を指摘したコラムを読んだ読者の小学生六年生ゆうだい君の反論「ぼくのお父さんは東電の社員です」で始まる問いかけである。結びに「ゆうだい君」は、「みんなで話し合うことだと大切だと言いたいのです」との提言し小学生から大人まで多くの意見が寄せられたという。

再生可能エネルギーの確保も、先ずは賦課金をみんなが「話し合い」、さらに「みんなが参加する」仕組み確保することによって、参加しているからこそ、省エネが我慢ではなくて自発的となり、節約だけでなく、創エネすることが可能となると記して結びとする。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	NPO 法人　沙漠植林ボランティア協会		
代表者	菊 地　豊	**担当者**	菊 地　豊
所在地	〒 029-4406 岩手県奥州市衣川区大坂５１ TEL: 0197－52－3629　　FAX: : 0197－52－3923 E-mail:		
設立の経緯／沿　革	1990 年　任意団体、沙漠植林ボランティア協会、設立、中国で植林開始 1991 年　沙漠実践協議会副会長に就任、クブチ沙漠植林３年間 1994 年　ホルチン、フンシャダク、パタンキチリン各沙漠で協働、支援植林 2002 年　NPO 法人となる 2005 年　モンゴル国ポクートハン保護区の荒地植林開始 モンゴル国特認法人グリーンライフと提携　（調査、実践）		
団体の目的／事業概要	定款　○ 世界各地の沙漠化を止め、沙漠地に新しい生態系ー人と他生物との共生現場をつくり、産業活動を再生するため、ボランティア及び、地域住民による沙漠緑化を推進し、もって地域環境の保全と住民生活の向上に資する ○・専門家及びボランティアの派遣 ・モデル森林農牧場の運営、公開 ・調査研究及び啓発、人材育成、学校等支援 ・沙漠地農牧民などへの植林緑化資金支援、その他		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	実績 １、植林緑化面積累計　50 万 ha 農牧民自主植林資金等支援　5 万 ha 地方政府系、技術協力指導　45 万 ha ２、植林、育林中　30 万 ha　報告のあったもの ３、森林農牧場化（家庭生態経済圏）　17 万 ha ４、モンゴル国実験植林　21ha（活着、成長は 70%） 課題（21 年間の経験） １、適地適木　寒冷、草魃に耐える天然種を軽視した（解決） ２、根群育苗　枝葉に安心して地下部（根群）を軽視した（解決） ３、適正冠水　１ヵ年だけの過剰冠水 3 年後に枯渇例あり ４、放牧厳禁　防護柵不備、破損、盗難、グループ内喧嘩で食害例もあった ５、低コスト化 政府系は高コストが多く腐敗もあったが改善中		
ホームページ			
設立年月	1990 年　9 月　＊認証年月日（法人団体のみ）　2002 年　2 月　15 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	０円	**活動事業費／売上高（H22）**	15,295,967円
組　織	スタッフ／職員数　１名　（内 専従　０名） 個人会員　17 名　法人会員　０名　その他会員（賛助会員等）　300 名		

提 言

政策のテーマ　　「沙漠グリーンピック」をスタートする

◆応募分野：　Ⓐ　・　B（どちらかを選択して○）

団体名：NPO 法人　沙漠植林ボランティア協会

担当者名：　菊 地　豊

■政策の分野

・② 地球温暖化、沙漠化を防止する
（世界の沙漠緑化先進事例を普及する）

■政策の手段

・⑥＋⑧＋⑬　革新的技術開発を行い、緑化現場体験による人材育成を海外環境保全団体活動と協働（ネットワーキング）する。

■キーワード	全地球の再生	新経営、技術	低コスト緑化	人材の育成	

① 政策の目的

１、地球の温暖化、沙漠化を防止する
２、沙漠の現況を精査し、緑化再生の新技術、経営を現場ごとにつくり、情報交流して普及する
３、各国人材を養成して、各国の沙漠現場に合った技術経営を発展させる

② 背景および現状の問題点

１、世界沙漠同様、蒙古高原も500年末、粗雑遊牧で森林と草原を退化させ沙漠を拡大した。
２、蒙古沙漠は多様で世界各地沙漠に応用できる現場が多くある。
３、モンゴル国は沙漠緑化に熱心だが、費用対効果のよい技術経営は未熟である。
４、現地住民は森林草原の再生、改善を熱望しているが、あきらめている者が多い。

③ 政策の概要

１、モンゴル国はウランバートル空港→ザミンウット→アルタイの1,500km道路沿いに100万haを提供する。（１区画 1,000haの実験区、1,000ヶ所等の用地）

２、国連は道路と緑化センターをつくり、研究者、実践者の基礎教育を行う。

３、各国は１ヶ所以上の実験区で緑化技術、経営の基礎と産業化等を研究実践する。

４、各国のNGO、NPOは緑化協力隊を送り、住民と協働する。

５、国連沙漠緑化審査委員会は毎年各区を審査表彰（金、銀、銅メダル）し、実践10年区等を10年総合審査表彰する。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

１、沙漠緑化グリーンピック日本準備委員会（民間＋政府等）がスタートする。
２、モンゴル国、国連に基本計画を提案、協議して国際条約を締結する。
３、国連は100万haのインフラを整備し、緑化センターをつくり運営する。
４、各国及び財団、NPO、個人は資金人材を提供して実験区を分担、運営する。
５、センターは沙漠緑化基礎研究、実用研究を技術、経営の両面から探求する。
６、実験区は毎年、活動計画、成果などを公表し、一般人の短期実践研究も行う。
７、実験区の用務員は近隣農牧民を優先採用する（住民の生活保障）。

実験区10年例

１、動物の食害防止柵で放牧禁止し、適地植物を恢復、新植、群繁茂させて土質改良 （団粒構造化）して保水力を高め根域を広げ、拡大両生産させる。
２、防風林をつくり、下草生産力を高め、適期採取、貯蔵、給飼する。
３、農業適地に改善された所だけをヒトの食糧生産地にする。
４、食用以外の部分はバイオマスエネルギー、有機肥料等に活用する。
５、気象、土質、植物相に合わせて多様な生態系を発展させる。
６、住民生活は永続性を基本に家族計画、生活改善等をすすめる。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

○　日本NPO法人　沙漠植林ボランティア協会
○　モンゴル国、特認団体グリーンライフ（疎林牧場普及会）
○　日本モンゴル親善協会
○　モンゴル国政府、農業大学（協議内定）
○　NPO　21世紀エコ産業研究実践会（設立予定）
○　NPO　地球緑化センター
○　奥州市、岩手木炭協会

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

１、成功例の少なかった蒙古高原の沙漠緑化が成功し、住民生活が改善できる。
２、蒙古高原の成功例は隣地アジア大陸だけでなく全世界の沙漠緑化に応用できる。
３、低コストで費用対効果が良いと緑化運動に大衆が参加する。
４、沙漠緑化によって、CO_2-25％は前進し、地球温暖化はとまる
５、沙漠（石漠、砂漠、土漠、塩漠）は疎林農牧場に発展できる。
６、疎林農牧場が全世界に普及すれば地球的食糧不足はなくなる。

⑦ その他・特記事項

１、500年前のシルクロードは隊商（人、馬、羊、ラクダ）が自給自足できる草原であったが今は沙漠になった。
２、ロシヤ式農場と鉱山跡は生態系無視で沙漠化が多い。
３、ザクなどを家庭燃料にし、乱伐した所は沙漠化した。
４、草原畜産業（乳、肉）の多くは「緑死の商人」になったことを自覚していない。
５、ゴビ沙漠でも河川跡にニレと森が点在し、北面山腹に高木もある。
６、古木は硬土でも地下15m、斜地50mの根を張っている。
７、沙漠近くに成長の良い草、低木（ザク、沙打旺、萩..）などがある。
８、４月、５月、６月に無雨でも残存した植物は凍土の水分で成長している。
９、完全な放牧禁止柵内では自然草低木が急速に復興繁茂している。
10、草炭、木炭のポット苗は耕起植林すると活着成長が良い。
11、モンゴル政府とNPO（グリーンライフなど）は日本などの緑化ボランティアと協働して熱心な植林活動をはじめた。
12、モンゴル国の沙漠緑化＝グリーンベルト計画は拡大発展している。
13、実践区は最小1,000万円での緑化可能地でもある。
14、参考資料
○ モンゴル国（日本モンゴル親善協会）
○ モンゴル植物ミニ図鑑（中込司郎）
○ 大モンゴルの世界（角川選書）
○ 沙漠植林50万haの資料（平松伴子）

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	親睦会		
代表者	柿島軍二	**担当者**	柿島軍二
所在地	〒351-0007 朝霞市岡３－２９－３１ TEL:　048　－463　　－2315　　FAX:　048　－463－2315 Ｅ-mail:　kakig@jazz.odn.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	２００３年、退職後の親睦を図るため定期的に会合をしている。		
団体の目的／事業概要	定年後の生活を活動的に、健康維持のため、カラオケ、旅行、その他、情報交換親睦を図る。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	特記事項はなし。		
ホームページ	なし		
設立年月	2００４年　　月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　　年　　月　　日		
資本金/基本財産（企業・財団）	なし 円	**活動事業費／売上高（H22）**	なし　　円
組　織	スタッフ／職員数　　０名　（内 専従　　名） 個人会員　　5　名	法人会員　　名	その他会員（賛助会員等）　　名

提 言

政策のテーマ　　CO2 削減と雇用拡大の提案

◆**応募分野：** Ａ ・ Ｂ（どちらかを選択して○）
主としてＡであるがＢを含む

団体名：親睦会

担当者名：柿島軍二

■政策の分野
・ＣＯ２の削減

■政策の手段
・推進の制度を作るため法の制定
必要な機器の開発を開発

■キーワード	市民参加型				

① 政策の目的

年間 6000 万キロリットルのガソリン、3000 万キロリットルの軽油の消費削減を目的として、６７０億円の税収増と、貿易収支を３６００億円改善する。

1　交通信号のストップ回数を減らすために、信号制御の改良を進める。
2　交通信号の変化に追随しスムースな交通の流れを作ることで、無駄な加速、追い越しを減らす。
3　交通事故を減らすため、速度違反を激減する機器の開発と、必要な法改正を行う。
4　結果、車の燃費が向上し CO2 削減、貿易収支改善、税収の増加、雇用拡大、交通事故減少、自動車保険料の削減を図る。

② 背景および現状の問題点

燃費向上のためメーカーや消費者には規制やガイドがあるが、行政が行うソフト領域の取り組が不足していると思う。

１　主要なソフトは信号制御で、不必要と思われる信号ストップが多くある。
２　燃費向上につなげ、交通事故減少にも結びつく交通法規の改正も必要と思う。

例えば、青信号でスタートすると次の信号が赤に変わる。

首都高速、高島平付近の高島大門の交差点、中台方面から戸田橋に向かう方向で赤塚公園の次の信号を青でスタートすると、２３０ｍ先の高島大門の信号は赤になる。
又、交差側は交通量が少ないのに赤で止まる時間が長いなど、スプリットが不適切。
１年以上前に板橋警察に指摘した。１ヵ月後経過を問い合わせたところ、誤解していたことが分かり再度説明した。板橋警察は現場を再確認すると言ったが回答なし。
ここは青で急加速し速度オーバーすると通過出来る、速度オーバーを誘発する要因となる。

他にも事例があるが、ここでは割愛し最終ページに列記する。

運輸業界もこのようなムダの解消にもっと関心を持つべきだと考えるが薄いようだ。
又、社会がこのようなムダに寛容すぎていると思うので、問題提起しようと考えていた。

③ 政策の概要

燃費を５％以上改善するためのソフト領域の政策を実行する。

1　ガソリン、軽油を１リッター１円の値上げをして必要な経費に当てる。
2　法定速度で目的地に短時間で到着出来るスムースな交通の流れを作るため、信号制御のムダを削減するＰＤＣＡを警察と共同で市町村が実施する。（広域市町村単位でも良い）
　１市町村で３人～５人程度で良いと思うが、民間に委託も可能にする。
3　交通量の少ない道路にセンサーを設置して、交通量に応じて青の時間を短縮する。
4　スピード違反を検知する携行可能な、カメラと記録装置を開発し、映像に基づきスピード違反の逃げ得を逃さず、違反者の摘発を可能にして、交通事故の削減も図る。
5　速度違反の反則金を大幅に上げる。
　例えば　法定速度を１０Km オーバーした場合は 5000 円、さらに５Kmオーバーすると 5000 円追加する。高速道路の場合は２倍にする。
6　実施のために必要な立法をする。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

フローチャートに変えて各省庁が検討するテーマを列記します。

環境省

政策提言の評価でGO

関係省庁へ検討テーマ、課題の提示をする企画とまとめ

燃費向上の運転マナーの提案と広報活動

国土交通省

燃費を５％以上削減するため、必要なソフトの施策と目標、課題の提示

財務省

政策実施後の税収アップ効果の研究

事故減少を期待した税収効果を試算

警察庁

スピード違反の実態を踏まえ、提言による効果予測の検証。

スピードオーバーが原因の交通事故の減少の予測、高速道路、市街地、など目標設定

必要な法改正の提案

警察庁は青、黄、赤の信号状態をカーナビに発信する装置を信号機に設置する。

費用は国が負担し、装置の仕様、要件を提示し開発は民間が競合で行う。

厚生省

警察庁と連携し、事故減少の効果予測に基づき、損保会社と連携し、自動車保険支払いの減少効果の予測、目標設定

市町村

信号制御の実態調査と、交通スムース化のＰＤＣＡを実施する仕組み作り。

人員の採用。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

④と同様であるが、加えて

環境省が全体を統括、地方に政策展開を図る。

県、又は市町村に信号制御のＰＤＣＡを実施する組織を作る。

警察庁は

交通量を感知して信号にフィードバックする、制御の仕組みと、携帯型のスピード違反の検知、記録装置を専門メーカーに要件を提示し、競合で機器の開発をさせる。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

国内消費のガソリン、軽油の５％以上の削減を目標とする

目標を達成すると

１　燃費の改善で、６７０億円の税収増と、貿易収支を３６００億円改善する。

２　違反の削減と交通事故減少が期待出来る。結果医療費が下がる。

３　５％程度の事故件数の減少を期待すると保険金支払いが１４００億円減る。事故の減少で損保会社の支払いが減るので税収が増える。

４　主として人手で実施するので雇用が拡大する。

⑦ その他・特記事項

推進の財源と税収アップ

１　年間６０００万キロリットルのガソリン代は約８兆４０００億円（リッター140 円）

５％は４２００億円の効果になる。

ガソリン車を使う事業者の台数を仮に１０％とすると、４２０億円のコスト減になる。

２　軽油、３０００万キロリットルはほとんどが事業用に消費されと推計する。

価格は３兆円（リッター100 円で試算）、５％は１５００億円、事業者のコスト削減になる。

３　１，２の合計１９００億円の３５％は約６７０億円で税収アップになる。
４　１リットル１円の税で合計９００億円の税収となるので、必要な経費は十分賄える。
５　５％削減はガソリン価格７円の値下がりと同等で、使用者からは歓迎される

速度オーバーの徹底取締り

１　速度オーバーは重大事故の要因。速度オーバーを抑止する手段として反則金の大幅アップ。取締りの徹底で得られる反則金は国家収入になる。
２　取り締まりは携行可能な、移動式のカメラと記録装置を使えば安く、確実に違反者全員を捉えることが出来ように法律を整備する。　覆面パトカーは少なくて済む。
３　携帯可能なシステムは市街地にも使え、違反の削減で交通事故減少が期待出来る。
４　信号機に速度違反検知器、信号無視の検知器を設置して赤信号突入を減らす。

損害保険の支払い減少

事故が減少すると補償の出費が減るので、税収増加や保険料の削減が期待出来る。
損害保険料率算出機構によると、２００９年の自動車保険の支払額は
自賠責保険が９０４８億円、任意保険が１兆８８４３億円と回答があった。
スピードオーバーによる事故は損害が大きい。政策の実行で５％程度の事故件数の減少を期待すると保険金支払いが１４００億円減る。

貿易収支が３６００億円改善する

年間に消費する燃料はおおよそガソリンが６０００万キロリットル、軽油が３０００万キロリットルの統計がある。輸入価格をリッター８０円とすると７．２兆円になるので、　５％の削減で３６００億円の貿易収支改善になる。

ガソリン消費量と目標の根拠

１　１回の加速に必要な燃料は急加速を除けば概ね一定で、必要速度で変わると言われる。
車体重量の影響は有る。
１．５Ｌクラス（約１．２トンの車）で
０～４０ｋ/hの加速に１４ｃｃ、０～５０ｋ/hの加速に２０ｃｃ、必要
この速度に達するまでの距離を、同上の速度で走行に必要なガソリンは少ない。
又、アイドリング１分のガソリン消費では９ｃｃ／分のデータがある。(1500cc)
（出展、www:nenpikoujiyou.com/）
２　全ガソリン車の１回の加速に必要なガソリン車の単純平均を仮に平均１７ｃｃとし、信号待ちの時間を２０秒とすると１回の信号ストップで２０ｃｃの消費になる。
平均燃費が市街地で１０ｋｍ／リットルとすると、１回のストップで２％の燃費が向上すると言える。（20cc/1000cc=0.02=2%）
３　以上を単純化して信号制御の改善で燃費５％の改善を目標とする.
４　トラックのエンジンは大型なので加速時と、アイドル時の消費量はガソリン車に比べ大幅に増えるが同様に５％と推定する。
５　信号が９０秒サイクルでは１時間４０回、１日約１０００回、１回に１０台の車が停止、１台２０ｃｃのガソリンが節約されるとすると、１箇所の信号で１日２００リットルのガソリンが節約される。１箇所の信号停止を減らすと、１日２．８万円の効果。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	建設資材開発協同組合		
代表者	松澤正彦	**担当者**	松澤正彦
所在地	〒360-0045 埼玉県熊谷市官前町 2-123 官前ビル 3-B TEL: 048 ― 522 ― 0510 FAX: 048 ― 524 ― 2396 E-mail:なし		
設立の経緯／沿　革	もったいない。国内で使われない原料を開発して特殊で高性能の吸着能力を持ったセラミックの開発商品化で設立し世の中で出来ない分野。困った分野。公害を無公害化、無公害商品化。地球の環境を守る事業を目的とした名前の通りの開発協同組合です。		
団体の目的／事業概要	公害を無くす事を目標とする。公害製品を無公害化する。地球の環境を守る。生物が安心して住める事を目的として事業の構築をしました。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	建築構造物の止水工法、特殊吸着材セラミック、セメントの助材、鮮度保持フィルムの開発、特殊脱臭シート、地力活性材、速攻型脱臭機、油分水分離廃水プラント、耐熱不燃材、耐熱不燃防水材、耐熱不燃塗料、耐熱不燃プラスチック、アスベスト封じ込み耐熱不燃特殊安全固化吸付塗布工法、アスベスト剥がし工事粉塵公害防止安全処理工法、剥がしたアスベストの安全リサイクル処理工法の実績。環境問題を解決しています。		
ホームページ	なし		
設立年月	昭和 57 年　12 月　＊認証年月日（法人団体のみ）　昭和 57 年　12 月 1 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	4,000,000 円	**活動事業費／売上高（H22）**	円
組　織	スタッフ／職員数　3　名（内 専従　3　名） 個人会員　2　名 / 法人会員　2　名 / その他会員（賛助会員等）　名		

提 言

政策のテーマ　　原子力発電所を短期間で廃炉にする耐熱不燃放射能封じ込め工法

◆応募分野：　Ⓐ　・　B（どちらかを選択して○）
■政策の分野
・原発から出る放射能汚染から地球環境を守る保全
■政策の手段
・地球、人間を守る環境整備

団体名：建設資材開発協同組合

担当者名：松澤正彦

■キーワード					

① 政策の目的
福島第１原子力発電所の爆発破壊された原子炉の放射能飛散での地球大気汚染を短期間で放射能を封じ込め、汚染を早期に止める廃炉封じ込め固化固結安全工法

② 背景および現状の問題点
2011年3月11日の災害の原子力発電所の爆発により放射能が大気に飛散して生物、植物が住めない状況を早期に解決する必要があります。

③ 政策の概要
放射能大気汚染の原因元、原子力発電所の爆発あとを大至急封じ込めて、固化、固結して放射能を飛散させないPOP3特殊封じ込め工法です。

④政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
放射能大気汚染の原因元、原子力発電所の爆発後の放射能の飛散で環境を汚し放題悪くしています。その上、爆発跡はコンクリートが破壊され、金属ほか、他の複数の材料が破壊され、破裂、混乱している現状です。その上、地下室はコンクリート床も破壊されて、ありません。砂状となっています。この考えのつかない現状を整理する訳にはいきません。何十年かかります。これを１年で炉をすべて閉鎖して封じ込めるので大気、水、土、諸々の２次、３次放射能の拡散による環境汚染、公害対策にする安全保全工法です。生物が安心して住める所に戻します。それには耐熱不燃止水材をアクリル樹脂に混入して、密度の濃い、水に溶出しない、長期間安定して劣化しないコンクリートに仕上げるのと、特殊止水膜で海水、雨水を受け付けない、吸着力が高い、接着力の高性能な仕組みで放射能を確実に封じ込め拡散させない安全工法です。

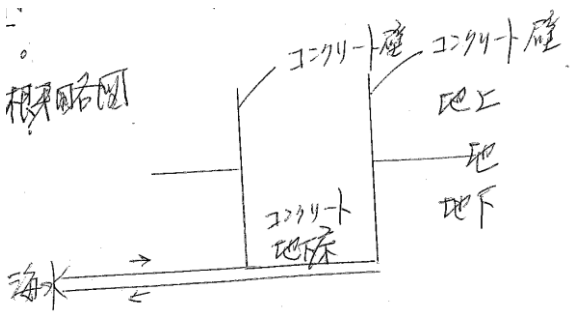

１、耐熱不燃放射能封じ込め工法
（１）POP3特殊止水封じ込め固化、固結工法
１）下塗り工法（浸透、吸着、水中固化、水分吸着蒸発）
耐熱不燃止水材入アクリル樹脂を劣化した砂状となっている地下へ吹付、流し込みます。劣化した、砂状、ザラザラのコンクリート地下室、ヘドロの堆積、劣化したガレキ（金属、プラスチック、ガラス、木材、その他複合した資材等）への止水材が浸透します。次に止水材がガレキの隙間に浸透した上ガレキに吸着します。水中で止水材が固化しながら水を蒸発させる工法です。
２）中塗１工法　前項１）と同じ効果を発揮します。
３）中塗２工法　前項１）２）と同じです。
４）中塗３工法　前項１）２）３）と同じです。
５）中塗４工法　前項１）２）３）４）と同じです。
６）中塗５工法　前項１）２）３）４）５）と同じです。
７）中塗６工法　前項１）２）３）４）５）６）と同じです。
８）中塗７工法　前項１）２）３）４）５）６）７）と同じです。
９）中塗８工法　前項１）２）３）４）５）６）７）８）と同じです。
１０）中塗９工法　前項１）２）３）４）５）６）７）８）９）と同じです。
１１）仕上塗工法　前項１）２）３）４）５）６）７）８）９）１０）と同じです。

（２）POP3特殊止水封じ込め固化、固結工法
前項（１）工法と同じです。まだ海水中で止水材が流されますが水中地下床に吸着して少しずつですが地下床を固化、固結して層を形成します。
（３）POP3特殊止水封じ込め固化、固結工法
前項（１）工法と同じですが地下床が形成された層が厚くなってきますから１）工法より１１）工法迄の止水材の混合比率を濃くして濃度を上げます。
（４）POP3特殊止水封じ込め固化、固結工法
前項（３）と同じ工法です。劣化した地下床に止水材が固化して堆積されヘドロ、コンクリートの固まり、ガレキ、複合資材、材料への吸着、固化が出来ます。
（５）POP3特殊止水封じ込め固化、固結工法
前項（３）と同じ工法です。地下床、ヘドロ、コンクリートの固まり、ガレキ、複合資材、材料の水中での動きが止まります。
（６）POP3特殊止水封じ込め固化、固結工法
前項（３）と同じ工法ですが止水材の混合比率を更に濃くして地下床、ヘドロ、コンクリートの固まり、ガレキ、複合資材、材料の固化・固結の強度を上げます。
（７）POP3特殊止水封じ込め固化、固結工法
前項（６）と同じ工法です。止水材の堆積を更に厚くして海水の流入、流出に対し固化・固結を更に強めます。
（８）POP3特殊止水封じ込め固化、固結工法
前項（６）と同じ工法です。止水材の層が形成されてコンクリートを流し込んでも止水材が吸着して、接着出来ますからコンクリートを流す土台が出来上ります。

２、耐熱不燃放射能封じ込めコンクリート速乾止水工法
前記１耐熱不燃放射能封じ込め工法で浸透、吸着、水中固化で形成された層が吸着性能があります上に速乾コンクリートに耐熱不燃止水材を混入して接着性能を上げてのコンクリートの空洞部のないコンクリートを地下床へ流し込みます。このPOP3耐熱不燃止水材を混入したコンクリートは下地に吸着すると同時に水に溶出しない放射能封じ込める上に不良下地に接着しながら固化固結して長期間安定化出来る工法です。水中に流し込んで即硬化するコンクリートを使用します。厚さは1000m/mの層としてコンクリート層を形成します。
３、耐熱不燃放射能封じ込め工法
前１項、全２項で形成された放射能封じ込め固化、固結層が出来ました。又その上に前１項と同　　じPOP3特殊放射能封じ込め固化、固結工法を施します。
（１）POP3特殊放射能封じ込め固化、固結工法
（２）同上、（３）同上、（４）同上、（５）同上、（６）同上、（７）同上、（８）同上

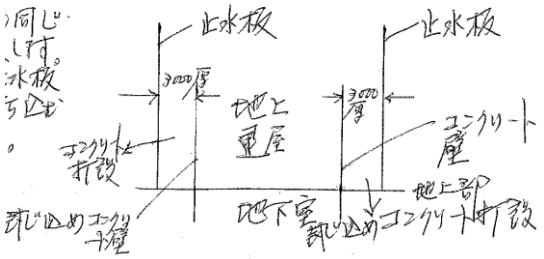

更に放射能封じ込め固化、固結工法で放射能は完全な膜、層の中に封じ込められて外気に出る事なく、大気汚染、地球上を放射能汚染から守ります。しかし原子炉は地下深いので、これを完全に埋めなければなりませんので、１、２、３の工法を連続して廃炉の土台を作ります。
前記１、２、３工法の次はコンクリートの厚さを5000m/mの層とします。その工法の連続で地上迄施工をします。
以上の工程で地下室を封じ込めます。次に地上部分の封じ込め工法を次の工法で施工します。地上部建屋の四方に鉄板止水板で仮枠を設置します。建屋の外側に厚さ3000m/mの止水板を立てま　　す。次に前項１、耐熱不燃放射能封じ込め工法（１）、POP3特殊放射能封じ込め固化、固結工法を順序通り施工致します。効果効能は前述通り同じです。
コンクリートも同じ工法で打設します。状況により止水板を地下に打ち込む事もあります。

４、原子力発電所炉建屋略図

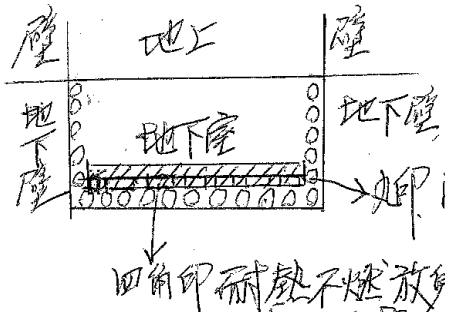

丸印：耐熱不燃放射能封じ込め工法　完了
四角印：耐熱不燃放射能封じ込めコンクリート速乾止水

次にPOP3特殊止水封じ込め固化固結工法（うす塗１１工法）
次に封じ込めコンクリートをH5,000の厚さで打設します。
この工法で地上建屋上部迄施工致します。

地上建屋最上部迄封じ込め固化、固結工法で施工完了したら建屋屋上部の施工を次の工法で施工致します。施工図の通りです。建屋屋上部を３層の屋上部に作ります。１面の施工厚みを1000m/m厚も遮へい屋上を３枚作ります。この工法も地下室と同様、１耐熱不燃止水工法（１）POP3特殊放射能封じ込め工法を施工して1000m/m厚のコンクリート打設します。この工法３面施工致します。

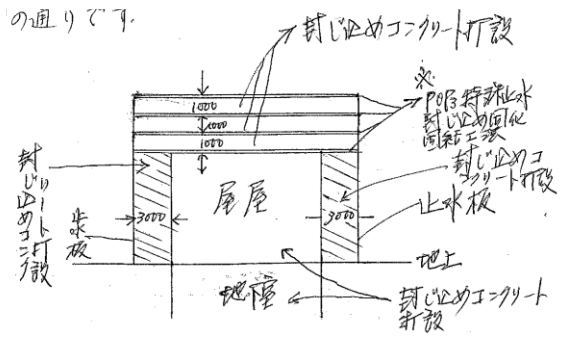

以上の工法で原発廃炉は完了ですが、現在は海岸の側ですから地下室から建屋全体の高さの遮へい壁を作る事により、海水に洗われる事なくコンクリート劣化する事を守る長期安定固化、固結する工法です。
※POP3特殊放射能封じ込め固化固結工法（うす塗１１工法）

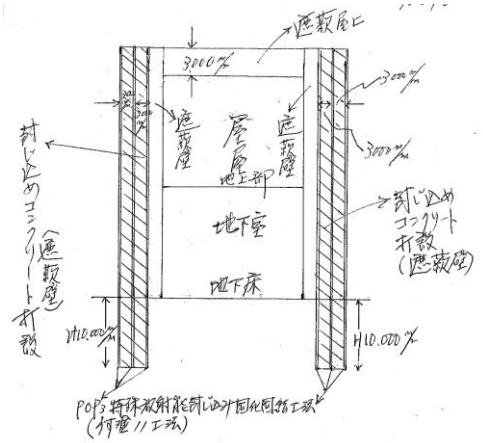

左図の様に遮蔽壁を作る施工をします。これにより密度の濃いコンクリート壁で完全に封じ込めで10年以上放射能の漏れを完全に止めて安全に大気を汚染させず、地球を守り、生物が安心して住める原発廃炉封じ込め工法です。
尚、放射能が10年以上経過して発生した場合は壁厚を上記封じ込め工法で施工する事により安全長期封じ込める事が出来ます。

⑤　政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

当組合は40年間、建築構造物の止水工事の実績です。400tonの地下受水槽止水、セメント工場地下50mの強アルカリセメント半製品の地下貯蔵庫壁面の止水工事、８階建の壁面の止水工事、発電所で毎日振動の壁面、床止水工事、セメント工場地下変電所の止水工事、火災発生寸前のゴルフクラブ屋上の雨の中の止水工事、プールの水中止水工事等、特殊止水工事を施工しています。自社責任施工で10年保証発行です。なおコンクリート打設時はセメントと骨材と耐熱不燃材を混合するのでセメント会社、生コン工場の協力をいただきます。又、建築業者の協力をいただきます。又、コンクリートに必要な骨材は放射能で汚染された諸々の材料、土も使用することが出来ます。放射能に汚染された焼却灰等も使用しますから、その業者の応援も協力してもらいます。

⑥　政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

１）原発の放射能の飛散、拡散を止めます。
２）環境大気汚染を防止します。
３）２次、３次放射能汚染を防止します。
４）１年の短期で廃炉にします。
５）廃炉にする工事費用が、短期間で施工しますから大変安価で済みます。
６）税金の投入が少額ですから税金の節約となります。
７）生物が安心して住める地域が短期間で戻ります。
８）人間の不安を短期間で解消します。
９）原発地域の安心、保全が守れます。
１０）農作物の汚染を短期間で解消します。
１１）魚の汚染も解消します。
１２）海の汚染も解消します。
１３）土の汚染も解消します。
１４）除染の必要がなくなります。
１５）除染の費用が必要なくなります。
１６）除染した物の保管場所が必要ありません。
１７）公害物質のリサイクルが出来ます。
以上の諸条件が出来ます事により生物、人間の安心して住める、地球を汚さない、海外へも汚染させない日本国を作ります。

⑦　その他・特記事項

廃炉にする技術ここにあります。
当組合は建設構造物の止水をして40年の実績です。雨漏りしている現場は水があります。複合資材のカタマリです。劣化した下地は材料が接着出来ません。特にコンクリートは躯体がザラザラ、ハガレ、爆裂、空洞部だらけです。これを接着して表面を固める技術が必要です。当組合は昭和52年に防水
止水工法を開発後、昭和56年に特殊吸着材セラミックを開発。平成8年に耐熱不燃材、耐熱不燃防水材、耐熱不燃塗料を開発。その後アスベスト安全リサイクル処理工法、アスベスト粉塵公害防止安全処理工法、アスベスト封じ込め耐熱不燃特殊安全固化吹付塗布工法開発とすべて公害を無公害化、環境を守る、環境を安全に保全する等々すべて地球を安全に守る特殊技術の蓄積をもって今回の原発を廃炉にする技術も可能にしています。耐熱不燃材は約1000℃の高温に耐えられえる上に、劣化した想像もつかない複雑な材料の接着出来ない下地に吸着させ接着し、無数の穴あき状態、水中の固化を可能にする訳です。施工した資材、下地は水に溶出する事なく長期間劣化される事なく安心して耐用出来る現場となります。以上の事から次の問題を回避する利点が出来ます。
１）廃炉にするのに何十年かかるかわからない。
２）その何十年間放射能が飛散する。
３）放射能が飛散する間、大気汚染はひどくなる一方です。
４）２次、３次の公害が続々発生しています。
５）除染では莫大な費用、税金が投入されます。
６）除染では２次、３次、４次公害の発生で大変な事になります。
その他にまだまだ地球汚染、大気汚染、人命の問題等が大量発生する事を大至急止める事が先決問題です。これを解決するのが耐熱不燃放射能封じ込め工法です。
放射能を大至急止める大仕事
　原子力発電所が爆発してから今迄１日毎に放射能の飛散がひどくなる一方で汚染される地域が広がる人間の不安は大きくなる毎日です。除染では元を止められません。放射能発生元を早く止め飛散を早く止める事です。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	協働によるまちづくり研究会		
代表者	主宰　　土棚　光夫	**担当者**	土棚　光夫
所在地	〒315-0116 茨城県石岡市柿岡１０１６－４ TEL:０２９９－４３－３２５８　　FAX:０２９９－４３－３２５８ E-mail:tarnars@yahoo.co.jp		
設立の経緯／沿　革	研究会は 2005 年設立。持続可能な市民生活や地域の環境保全の視点にたったまちづくりを実現させるための市、県、国への政策提言や、地域の環境問題に取り組んでいる。会はあらゆる主体との協働を目標に呼び掛け、それぞれの役割分担を尊重した対等な立場での「協働コーディネート」も受け持っている。特定のルールを持たず、問題対処型の参加者全員が顧問になりタスクホースで臨む態勢を取っている。		
団体の目的／事業概要	自分たちのまちは自分たちでつくることを目的に結成し不偏不党の無償ボランティア活動、基本の考えを「協働による持続可能なまちづくりのデザイン」に置き地区周辺の環境保全などの利害関係者のコーディネートを行う。「つぶやきを形に、思いをしくみに」(註0)の理念に重きを置き、行政、市長への政策提言、パブコメ、ワークショップ、各種委員会の公募に参加。環境教育学習プログラムではコメ作りなどを実践する。運営組織は、顧問制とする，主宰者は事務局を兼務、随時連絡会議を極力現場で行う。本会は互助・自立のボランティア精神で、経費等は各自で持つ。特別の場合は連絡会で図り協議する。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	・2005年～2008年　①行政合併ワークショップ提案;新図書館システム、総合支所の有効活用、協働によるまちづくり、人材バンクつくり、②里山に産廃あり、里山を守る会を協働コーディネート、行政、市民、投棄者も含むしくみづくり、結成、撤去作業は現在に至る。③市長候補、議員候補者へ、公開質問を提示、回答を求めた。 ・2006年～2011年　①「子どもの権利条約」を学習しながら、子どもに市民力を養成するプログラムを開催、ファシリテーター養成プログラムを並行して実施。②中心市街地活性化、地域格差是正、真の歴史の里実現向けパブコメ。③「石岡市協働のまちづくり条例案」「中心市街地活性化基本計画」で政策提言④「石岡市景観基本計画」「市景観計画及び景観条例策定』の委員として参加、主に協働によるアクションプランを提案。		
ホームページ	なし		
設立年月	２００５年　　１月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　　年　　月　　日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H22）**	持ち寄り実費円
組　織	スタッフ／職員数　　顧問制　７名　（内 専従　　１名） 個人会員　　名　　法人会員　　名　　その他会員（賛助会員等）　　名		

提 言

政策のテーマ	「フクシマ」再生エネ総合センター ～被災地の「働く・住む・生きる」協働のデザインによるエネ自給都市モデル～

◆応募分野：Ⓐ ・ B（どちらかを選択して○）

■政策の分野

・②、⑨、⑩、⑪・

■政策の手段

・⑫

団体名：協働によるまちづくり研究会

担当者名：土棚　光夫

■キーワード	「フクシマ」	風化防止と総合センター	協働のしくみは公共する	エコ住宅とエコビレッジ	地域自給発電所

①政策の目的

3．11被災地「フクシマ」でなく、総合センターは高い志をもつ風化防止を兼ね、新エネ事業が成立するよう原子エネの後始末処理を含めた、あらゆる新エネの可能性を調査研究する総合研究センターである。内外先進知見・あらゆる主体と協働するしくみの元に「フクシマ」を拠点とした新再生エネ時代を築くことである。また喫緊の課題は被災者(地)を新エネ事業で住居・雇用を手当すること。順次に近隣地域へシフト、国、国際社会へ発信する。

②背景および現状の問題点

今までエネルギー政策、特に原発政策の決定は国と電力会社、立地自治体に委ねられ、普通の住民の意思表示の場は必ずしも用意されず、一方的情報提供による傍観者となった。被災地は時間が経つにつれ風化してゆく。「 フクシマ」も例外でないとは断言できない。これからは住民が自発的に、国、及び出先機関地域のあらゆる主体と協働して地域エネ政策立案、及び新エネ自給都市モデルを提案、持続可能な地域社会、国際社会を構築してゆくことが強く求められる。

③政策の概要

総合センターでは、①原子力の廃炉、セキュリテイ対策含む再生エネの可能性を内外の先進知見を集約する調査研究、成果を事業に展開する。②「フクシマ」エネ基本法を制定し、地域自給発電システムを構築する③緊急を要する被災地（者）の住環境と雇用を速やかに実現するため、エコ住宅を配置、雇用には住居・自給発電所建設を初期の新エネモデル事業とする。④地域自給発電所システムは電源自由化・固定価格買取り制度の差額支援(註1)を整備する。新規起業者・事業者も参入し易くなり新エネルギー事業が拡大、住民も電気選択が及び質成長する。「フクシマ」拠点の自給都市モデルから周辺エリアへシフトし、みらいへの新電源自給都市圏へ遷移する。④推進母体は関係主体との対等な協働パートナーで全体像デザインを提示、ステークホルダー間とのコーディネートを行う。ヒト・モノ・カネの公募、情報などの集約、特許データを管理する。情報は公開し、発信は地域協働メディアとマスコミとの公共する（(註0)）信頼を確立検証し、ムラ構造の排除を主眼のモニターのしくみで発信する。

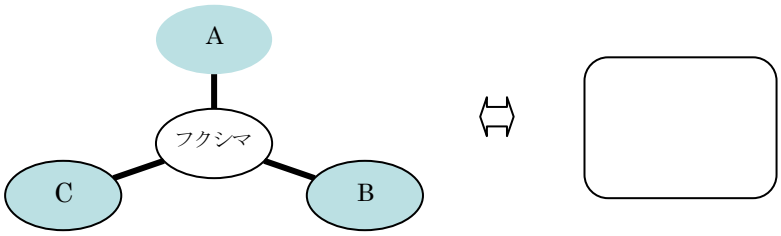

エネ自給圏の形成イメージ

「フクシマ」拠点→国→国際拠点へのトランジション・タウン

④政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

本提案「フクシマ」再生エネ総合センター事業における流れは次のとおりとなる。

1、計画	事業のグランドデザイン作成、推進母体核結成（協働セクター） 先進事業調査、提案、協働パブリックコメント・コーディネート（協働セクター）
2、公募	グランドデザインを元に内外研究者・開発人材、参入事業者・を募集（協働セクター） また被災3県自治体への連・支援意向の打診、募集（協働セクター）
3、詳細計画	・グランドデザインに沿った詳細事業プランを、事業別作成提案（応募者・事業者） ・提案内容を「被災地の救済」基準で検証し、応募者・事業者を採用（協働セクター） ・多様な主体から助言を受け計画の質を高める（応募者・事業者・協働セクター）
4、資金調達	基金設立する（復興特区特区特別交付金・一括交付金・、ボラ基金、第３次補正予算調査、電源立地交付金、燃料サイクル費用代替など使途調査（復興庁・自治体・協働セクター）
5、しくみ、建築	事業プランをもとに、ソフト（エネ研究開発実施、地域エネ基本法）、ハード（自給発電所、エネ住居建設）（応募者・事業者）。
6、運用	グランドデザインに沿った、協働のしくみが機能しているかチェック（協働セクター）

⑤政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

推進母体:非営利協働セクター　グランドデザイン提示、総合コーディネート

①～⑦の役割・機能を主分担とした対等で有機的なグループワークを行う協働体のセクター

実　施　主　体	主な役割・機能
①復興庁（環境省（＊））	特区法制、電力市場自由化、買い取り制度など国との総合窓口
②自治体・議会	予算の基金投入、地域条例制定
③企業（地元企業も含む）	再生エネ事業の協力、開発新規参入
④市民/NPO/NGO	非営利のアクションプラン策定、働く、住む、生きる視点の監視
⑤連携自治体	フクシマ拠点との支援、ノウハウ共有、共同研究開発
⑥国際拠点	世界先進知見、再生エネ成果・核セキュリテイとの窓口
⑦環境省関連主体（＊）	再生エネの環境保全への視点で

（＊）復興局、地方EPO,環境地方事務所、全国環境カウンセラー協会、地方環境カウンセラー協会（(註2)）

復興特区・一括交付金・、ボラ基金公募　→　基金創設

地域発電所収益　↓　推進母体:協働セクター　←復興局（環境省、国、自治体地域NPO/NGO

全国ボラ連合会、環境カウンセラー協会、

フクシマ総合エネセンター

先進知見再生エネ研究　｜　再生エネ基本法（インフラ自由化、自給発電所　事業創設）　｜　地域コミニュテデザイン創設案

被災者・失業者支援　働く　地域自給発電所　住む　モデル・エコ住宅建設　生きるエコビレッジ

被災3県（福島、南相馬、東海村など(註3)協働・連携）への期待

⑥政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

0、 全体の効果・評価

・「フクシマ」総合センターは高い志をもつ風化防止を兼ねた内外のシンボルとなる。

・原子エネの後処理セキュリティを含めたあらゆる新エネの調査研究する総合研究センターに同様な意義がある。

1、定性的効果

・被災地フクシマは被災風化防止のシンボル化ばかりでなく再生エネ自給モデル都市の可能性がある。自給発電所、電源の自由化、固定価格買取制度など先取り整備は、21 世紀タイプのEMS(註4)都市へ展開できる。

・原子力の後処理、核セキュリテイの国際的な研究拠点として名乗りを上げた近隣自治体(註3)と連携研究も可能、フクシマのシンボルにつながる研究となる。

・センター運営母体の新しい非営利協働セクターは、あらゆる地域の主体が統合され、タテからヨコにつらなる協働の総体であり、従属関係、下請けや孫受けのもたれあいの「ムラ社会」からの脱却の効果がある。

2、定量的効果

・化石燃料への依存度を下げる期待効果は全国規模では、輸入が 1998 年約 5 兆円から近年15から0兆円と数倍に膨れ上がり、石油が不安定な戦略物資であることに鑑み、自然エネの研究開発の投資に向けることは重要なことである。

・被災地に自然エネを導入、復興特区交付金を10年で23億を投資動向があり、**フクシマ総合エネセンター**に投入することも期待できる。•福島の電源立地交付金、約30億を再申請し基金に投資できれば、事業・雇用創出が進む。現在被災地で失業者は12万人、仮設住宅入居も期限がある。提案の「すむ、働く、生きる」を緊急に雇用、エコ住居建設に対処が可能である

⑦ 特記事項

特記事項は、ニュースなどをもとに、本案の実現可能の視点でコメントとした。

①環境省が環境保全維持の観点で、再生エネの本格研究開発の機構で本提案を支援することが、国民が今期待している。

②研究会は2011年10月に省関連NPO全国環境カウンセラー協会へ本提案概要を提示、支援バックアップを要請している。

③被災3県など福島、南相馬、東海村など協働・連携:いずれの自治体も明確なビジョンと原発関連の交付金の扱いも表明している、東海村(註3) の首長は現研究施設を、原子力の核セキュリテイ、廃炉方法、核廃棄物処理の国際研究拠点にすることを公表している。本提案の研究のジョイントの可能性を示唆している。

用語注釈

(註0) 「つぶやきを形に思いをしくみに！」はNPO研修・情報センター（代表理事、元金沢大学大学院教授）世古一穂氏提唱の「協働による（持続可能なまちづくり）のデザイン」の基本スタンス。また協働E—NEWSは本来の「公共する」調査報道の在り方を問い直し、土田修氏（東京新聞首都圏編集部部次長）とともに世に問うている。

(註1) 固定価格買取制度の差額支援:域内では基金で価格変動に左右されない価格を設定、価格保証を本提案で提起する。

(註2) 復興局、地方EPO,環境地方事務所、NPO全国環境カウンセラー協会、NPO地方環境カウンセラー協会。2011年10月に全国環境カウンセラー協会へ研究会で、本提案概要を報告、支援バックアップを要請している。

(註3) 茨城県の東海村村、核廃棄物、廃炉の研究、核セキュリテイ対策、素粒子など国際研究機関構想があると聞く。

(註4) EMS:IT技術とエネルギーの協働による「省エネ」「創エネ」を利用したまちづくり。国内モデル実証例は、①横浜市、②豊田市③京都府「けいはんな」地区、④北九州市のそれぞれ、3地区の広大都市型、個別住宅型、住宅団地型、地方中核都市型としてエネ自給自足の都市コミュニテイモデルの試行実証をしている。

●再生エネ自給モデル都市のイメージ●

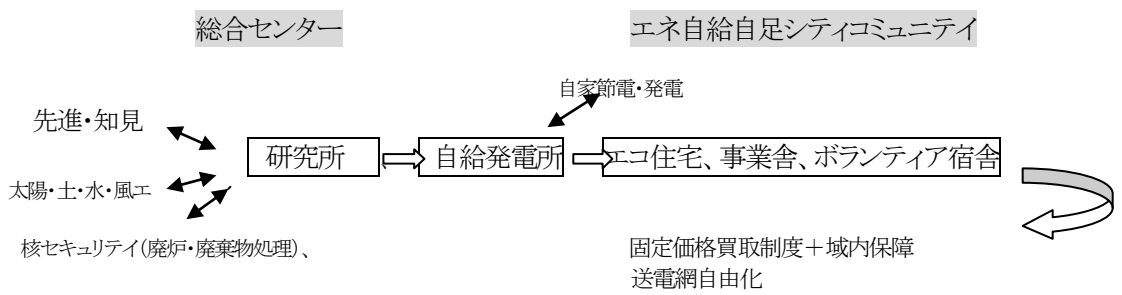

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	財団法人 地球環境戦略研究機関		
代表者	理事長 浜中 裕徳	**担当者**	片山　秀史
所在地	〒240 - 0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口２１０８－１１ TEL: 046 - 826 - 9587　FAX: 046 - 855 - 3809 E-mail: katayama@iges.or.jp		
設立の経緯／沿　革	財団法人地球環境戦略研究機関(ＩＧＥＳ)では、アジア・太平洋を中核的対象地域と位置付け、関係研究機関、政府、国際機関、ＮＧＯ、産業界や主要な国際的ネットワーク等との緊密な協力・連携を通じて、持続可能な開発の実現に向けた諸活動の効果的な推進に努めている。ＩＧＥＳは、実践的かつ革新的な戦略的政策研究を行う国際的研究機関として、1998 年に日本政府のイニシアティブによって設立された。分野別の研究活動とともにＩＧＥＳの研究活動について俯瞰的・戦略的視点から企画および内外との調整を図ると同時に、分野横断的・顕在化する課題に関する研究・調査活動をしている。また、重要な国際政策プロセスへの参画を通じて、主要政策動向や政策研究のニーズを把握しつつ、ＩＧＥＳの主要研究成果や政策提言の適時な発信を図り、持続可能性に関する政策形成やそれらの実施の国際的促進を支援することを目指している。		
団体の目的／事業概要	新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究を行いその成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的としている。特に、地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けた国際的な取り組みにおいて、アジア太平洋地域への期待や要請の高まりに応え、さまざまな課題に対峙しながら、50 年から 100 年後を見据えた役割を全うする戦略政策立案を立て、実効性のある政策を提言することを目指している。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	IGES 戦略研究の第５期は 2010 年４月から開始し、アジア太平洋地域において非常に重要な課題である「気候変動」「自然資源管理」「持続可能な消費と生産」に焦点を当て、「研究テーマ」、「分析手法」、「ステークホルダー」という３つの切り口で研究活動を実施している。「気候変動」においては、アジア太平洋の持続可能な低炭素型発展を目指し、2013 年以降の気候変動枠組みやコベネフィット（相乗便益）・アプローチの研究及び低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）の支援を行っている。「自然資源管理」ではアジア太平洋地域の自然資源の管理、保全及び向上に向けた政策研究及び能力開発、アウトリーチ活動を実施している。「持続可能な消費と生産」についてはアジア太平洋地域における持続可能な消費と生産パターンの発展を目指し、製品ライフサイクル全体から見た社会での資源利用及びそれに伴う環境影響を改善するための政策に焦点を当てた研究活動も行っている。さらに、低炭素社会構築、気候変動の適応策、3R イニシアティブ、水環境ガバナンス等の課題についても、国際的なイニシアティブや研究ネットワークの事務局等の中核的な役割を果たし、情報提供や政策提言を通じて政策形成に貢献している。IGES の４つのサテライトオフィス――関西、北九州、バンコク、北京では、それぞれ民間セクター、自治体、多国間及び二国間の連携に関する研究活動を展開しており、2009 年に立ち上げた「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム（ISAP）」についても、引き続きアジア太平洋地域にとって重要なテーマをタイムリーにとりあげ、分野横断的な情報を共有し多様なステークホルダーの間での議論の場を提供することを継続している。		
ホームページ	http://www.iges.or.jp/		
設立年月	1998 年　3月　　＊認証年月日（法人団体のみ）1998 年　3月３１日		
資本金/基本財産（企業・財団）	２億５千万円	**活動事業費／売上高（H22）**	１９億６７２６万円
組　織	スタッフ／職員数　１５５　名　（内 専従　９０　名） 個人会員　６５　名 / 法人会員　１５　名 / その他会員（賛助会員等）　１　名		

提 言

政策のテーマ　グリーンイノベーションによる次世代低炭素化エコライフ標準モデル

◆**応募分野**：　A　・　B（どちらかを選択して○）

団体名：財団法人 地球環境戦略研究機関

担当者名：ＰＭＯ　片山 秀史, Ph.D.

■**政策の分野**
- ②地球温暖化の防止
- ⑧社会経済のグリーン化

■**政策の手段**
- ②制度整備及び改正
- ⑥調査研究、技術開発、技術革新

■キーワード	民生部門の節電戦略	低炭素化プランナー	日本低炭素生活標準	エコ住宅インセンティブ	自律分散エネルギー管理

①政策の目的

民生部門(家庭･業務)での生活･仕事実態に基づくエネルギー消費について、ライフステージ等の中長期的視野に立った構造的分析、ライフ(ワーク)スタイルと住宅や使用機器･システム等とのコンビネーションで捉えた生態学的な視点での評価から、緊急的な節電や**低炭素化**へ誰もが実践可能で定着率の高い**次世代エコライフ標準モデルを提起**することを企図する。こうした総合分析評価手法は前例がなく、生活者側からの自律分散エネルギー管理も考慮された中長期予測は殆ど見受けられない。同様に省エネ基準も機器、住宅や建材等それぞれには存在するが、それら組合せの実態を根拠とした**統合省エネ基準**や**MRVシステム**がない。加えて、それ自体はエネルギー消費しないが、その消費機器に大きな影響を与える部品(例:給湯器における貯湯槽や配管等)の省エネ基準もない。これらが民生低炭素化の阻害要因となっている可能性も高く、生態学的な低炭素化評価指標の策定が求められる。本提案は、住宅/機器･システム/運用を総合的に検討する**『次世代低炭素化エコライフ標準モデル』を開発**し、一般生活(業務遂行)者に広めることで、増加傾向の続く民生部門の節電･CO2削減の効果効率的かつ実践的な対策や取組み促進の深化を目的とする。

②背景および現状の問題点

国内では東日本大震災による未曾有のエネルギー危機に見舞われ、エネルギー政策は大きな転換を迫られている。現在のエネルギー問題は、供給側の観点での状況がエネルギー全般の問題として議論されており、エネルギー需要側(生活者･業務遂行側)の視点に基づくエネルギー情勢分析からの今後のシナリオや戦略が不足している。従前よりエネルギーは資源と深く係ることから、供給側に重点を置かれることが多かったが、今後のスマート･グリッドや地域性の強い自然エネルギーの普及拡大等に対応するためには、自律分散を視野に、大きな枠組みでとらえた需要側の生態学的な情勢分析が必須となる。スマートメータやみえる化だけでは十分とは言えず、需要側分析では今後の市場規模や新技術の予想等も含める必要がある。

民生部門のエネルギー消費は増加傾向が継続し、2009年度は1973年度比で2.4倍となり、運輸部門とともに増加となった。この抑制措置として家庭部門では様々な省エネ対策が実施されており、機器の省エネ対策としてはテレビ、冷蔵庫、エアコンの3機種に対する家電エコポイント制度の導入により、省エネ型機器への買換えが促進された。また、住宅においても住宅版エコポイント制度が導入され、省エネ住宅、住宅の断熱強化等に対する一般市民の関心が高まっているところである。しかしながら現状の省エネ対策の多くが機器と住宅で分かれているため、実際の生活時に必要となる機器性能と住宅性能の適合性や総合的な省エネ効果等の指標や評価がなく、その指針もない。例えば、高断熱リフォームを実施した部屋に高効率でないものや高効率でも能力の低いエアコンが設置される等、住宅と機器とのミスマッチによる省エネ効果の実効性低下が危惧されるところである。エネルギー消費機器、住宅、建材等に分かれているエネルギー消費効率指標を、実大住宅での家庭の生態学的な観点から総合的に評価する必要があり、従来の生活行動のみの診断や広報では不十分で、家庭の節電や省エネ化を無理なく効果的かつ持続的に推進するためには**包括的な基準が肝要**となる。更にその基準によれば、家庭全体の低炭素化度の現状評価が可能となるため、家庭の低炭素化の阻害要因等が明確になることが期待される。効果的な包括対策の実施から家庭の低炭素化の大幅な進展には、住宅の新築、リフォーム時へのその適用が最も効果的である。ハード面のみならず、同時に「住宅・機器システム・運用の総合的な視点によるエコな住まい方」マニュアルなど地域標準的なものの作成が、低炭素エコ住宅推進に加え、定着性の高い更なる節電･低炭素化となる。

③政策の概要

先ず家庭におけるCO2排出(エネ消費)実態の構造分析から、住宅/機器･システム/運用の3要素を組込んだ省エネ(CO2排出削減)効果を総合的に評価するための**低炭素化エコライフ基準を策定**し、その普及･広報を行う。その基準策定に際しては、その精度や公平性等を担保するために専門家から成る検討会を設置し、住宅/機器･システム等の技術背景や設計･運用特性、効果、継続性、実現性や可用性など多面的な検証と検討を行う。また、基準検討や標準モデル開発等に資する実態調査(アンケート調査/計測調査/事例分析等)を実施する。検討会の検討･検証結果及び実態調査等にもとづき**開発した次世代低炭素エコライフ標準モデル**のインターネット等を通じた周知とともに、その基礎情報を加えた自治体等への適用支援を行うことで、それら普及･浸透を図る。賛同を得たサブユーザーであるハウスメーカー･工務店等を通じて一般消費者にも波及するべく、本標準の説明会を含めた建築家･工務店向けシンポジウム等を開催し、その内容の高度化と地域定着を促進する。これらのフィードバックにより中長期の節電･低炭素施策を継続検討する。

④政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1.**「次世代低炭素化エコライフ標準モデル」検討会**設置：建築家、機器･システム実務者、学識経験者、エネルギー供給事業者、金融機関、NPO/NGO等からなる検討会を設置し、住宅、機器･システムそれぞれの節電･低炭素化(省エネ)性能の実態把握と分析及び、それを組み合わせた場合に最も効果が高くなるモデルを地域別、ライフスタイル別等で検討し、『低炭素化エコライフ基準』の策定方針などを決定する。

2.**家庭の住宅/エネルギー消費実態･ライフスタイル等の深津調査の実施**：1の方針に基づき、開発に必要となる基礎データを収集するための調査を実施する。調査は全国規模のWEBアンケート調査4,000件程度と詳細調査(計測及びヒアリング調査)100件程度を実施する。自治体規模別の特定調査も同時に実施する。

3.**『低炭素化エコライフ基準』及び「次世代低炭素化エコライフ標準モデル」開発**：1.2.に基づき、それらの基準及び標準案を策定する。その効果及び課題等を設計事務所/工務店等と共に検証しつつ改良する。

4.**「次世代低炭素化エコライフ標準モデル」及び『低炭素化エコライフ基準』の深化**：深化･啓発等させるためのシンポジウムやワークショップを開催するとともに、インターネット等で告知し、協力企業、賛同者の増加を図りつつ、地域の知見等の組込みなどを図り、これら基準と標準の高度化を延伸させる。

5.**開発基準を根拠に「次世代低炭素化エコライフ標準モデル」の定着**：根付かせつつ持続可能な民生家庭部門の節電･CO2削減対策を推進する。自治体など地域特性に合った基準や標準の適用を促進し、中長期的な低炭素化との連携や実践を浸透させ、分析的フィードバックを加え、以下の施策体系と連動させる。

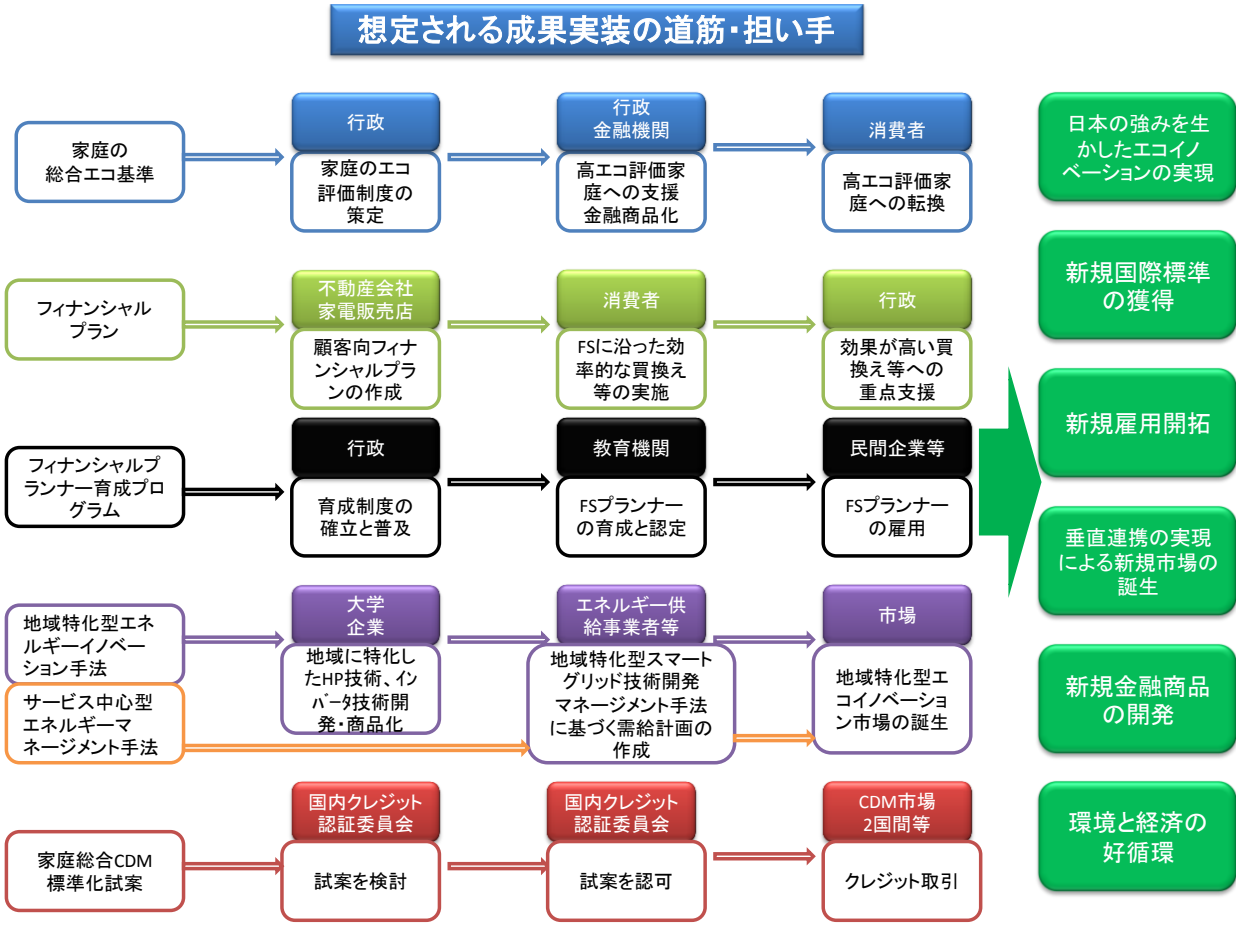

⑤政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

地球環境戦略研究機関(IGES)を中心として、大学(慶応義塾大学ほか)、地方自治体(神奈川県･東京都･宮城県･福岡県･兵庫県･さいたま市･横浜市･川崎市･北九州市ほか小さな農村コミュニティ)、建築系実務者(デベロッパー･設計事務所･工務店/建築家･建築学会･建築家協会･住宅生産団体連合会･不動産協会など)、メーカー(大成建設･パナホーム･パナソニックほか)、関連業界団体(電気電子４団体･日本冷凍空調工業会/日本建材･住宅設備産業協会)やエネルギー供給事業者等の参画を得て、次世代低炭素化エコライフ標準モデル検討会を立上げ事業展開する。加えて、調査については総研やエネルギー･コンサルの協力で実施する。

⑥政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

民生部門は、2009年度のエネルギー消費は1973年度比2.4倍となり、増加傾向が継続しており、東日本大震災により2011年度の夏は、電力需給逼迫のため、緊急節電の実施がなされた。従来の抑制措置として機器や住宅では、省エネ基準(トップランナー制度)やエコポイント制度の導入などともに補助制度や啓発事業ほかが推進されてきた。低炭素社会を推進するべくCO_2の大幅削減の達成のためには、あらゆる部門で自律分散型エネルギー･マネジメントが期待され、電力需要を中心に最大限の低減と高効率なエネルギー利活用が焦眉の急となっており、本提案は関連施策のパッケージ的な連携･連動を可能ならしめるものとして期待される。省エネ住宅や住宅の断熱強化等に対する市民の関心も高まっており、どこで、どのようにすれば、どの程度の低炭素化(節電)か、費用対効果や社会的インパクト等をより具体的に示す『道しるべ』となることが本提案のアウトカムである。提言の基準や標準によれば、全国的に相当程度なされた緊急の節電取組みのソフトランディングを、根拠を持って推進することが可能となる。つまり低炭素化のインセンティブなど社会的・経済的構成要因の把握から、節電の構造を明らかにさせつつ、継続可能な取組みや深化させる仕組み創りに資するといえる。基準や標準に関連してそのプロトコルは、低炭素社会のMRVを推進できるものであり、地方自治体や地域に関するデータを収集･整理することで、エネルギー消費基礎情報の公開につながる。中長期的に主要な排出源における節電の取組み定着と相まって、低炭素化の大幅な達成を可能とする戦略策定ツールと位置付けられる。低炭素化に資する主体的な取組みを特定の地域･ライフステージ･家屋タイプに合わせてモデル化を検討でき、それに続く対策シナリオが描ける点も先導的な役割を果たすといえ、有効かつ効果的で合理性を備えたインキュベーション･システムとなる。

また、地域の気候風土に大きく影響を受けるヒートポンプ機器の評価にもつながり、地域特化型エネルギーイノベーション及びサービス中心型エネルギーマネージメント手法の確立も期待できる。ヒートポンプ技術が導入されているエアコン、CO_2冷媒式ヒートポンプ給湯器は気温の影響によってエネルギー消費効率が大きく変化するため、地域の気温特性に合った機器･システムが必要であるが、現状では寒冷地仕様と標準仕様の２分類しかなく、地域特性が十分機器仕様に反映されているとは言えない。地域特性に基づいた機器･システムの開発によって地域特化型エネルギーイノベーションが発生し、地域ベンチャー企業の参画等新たな産業創造につながるとともに、地域全体の低炭素化の促進役としても期待できる。同様に地域や生活特性が近いアジアへの展開も可能といえる。欧米諸外国との競争や各種クレジット評価にも資するといえ、新規技術開発のための工業標準の主導権という観点からは、地域特性特化型の次世代型標準イニシアティブとしても有望なものである。従来上流側(エネルギー供給側)が中心となり行われていたエネルギーマネージメントを需要側に注目したサービス中心型エネルギーマネージメントに大きくパラダムの転換を図ることになる。研究開発者と消費者が直節つながり協働のシナジーによる価値創造、オープンイノベーションへの展開、「低炭素で売れるものを開発する」研究開発戦略の道筋もでき、製品開発力が高まり地域社会での新事業創出と持続的成長を行うことが実現可能となる効果もあげられる。

⑦その他・特記事項

応募したきっかけの一つは東日本大震災に起因する電力不足である。東京電力管内を中心とした広範囲の節電要請により、家庭での様々な取組みが報道されているが、科学的根拠に基づいた対策によるものは少なく「使わない」と「我慢」の省エネがほとんどであった。しかしながら我慢の省エネは長続きしないため、もっと消費者が無理なく継続的にできる生活者の視点でとらえた実態ベースの省エネ対策、二酸化炭素排出削減対策が必要ではないかと考えた。本提案は、「様々な省エネ（エコ）ラベルや基準があるが、あまりに多くてよく分からない。実際に組み合わせた場合の効果が知りたい。」といった消費者の声に依拠している。一生の中でも大きな買い物である住宅を購入する際、実際の生活を反映した総括的な省エネ評価が必要であり、それによって現在見られるような住宅と機器システムとのアンバランスや不具合の解消が期待できる。一方、今年の夏に発表されたピーク時のエネルギー消費量や15%の節電については電力会社（供給サイド）の情報を基に算出されており、従来の研究で把握している実際の消費とかい離しているところが見られた。一例を言うと家庭部門の夏の14時平均消費量は猛暑の昨年で約750Whであり、例年並みの気温ならば450Wh程度で発表されている1,200Whよりかなり少ない上、家庭の夏の1日のピークは19時～23時であり、9時～18時の節電タイムにおける15%の節電に対して家庭の節電効果は高くないと考えられる。これらの状況から今後の家庭の省エネ政策を考える上で、消費実態を正しく把握することが重要と考えた。国等でも家庭のエネルギー消費調査は実施されているが、単年度事業であることから秋以降の調査のものが多く、年間を通した調査はほとんど実施されていない。そのような状況からも全国を対象とした実態ベースのエネルギー消費量調査やその方法論の定式化は、今後家庭のエネルギー消費を研究する研究者にとっても大きな意義と意味を持つと考えられ、統合された標準化は政策･施策の策定に資するものと期待される。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	芦ヶ原環境エネルギー開発企画		
代表者	芦ヶ原治之	担当者	芦ヶ原治之
所在地	〒305-0045　茨城県つくば市梅園　2-32-7-305 TEL:029－854－0716　　FAX: 029－854－0716　E-mail: yoshigahara@cea.jp		
設立の経緯／沿　革	平成22年10月18日設立:代表者である芦ヶ原治之がつくば市で企業の研究職の退職を契機に長年育ててきた夢である環境・エネルギー・開発を基軸とした技術コンサルタント事業所を開設。		
団体の目的／事業概要	**目的：** 本事業所は環境・エネルギー・開発を基軸にした技術コンサルタント事業を「真心」、「明るく」、「正しく」をキーワードに実施することで社会に貢献をすることを目的とします。 **事業概要と＜関連資格・キャリア＞**： ・**ポリマー材料の商品開発応用技術支援**：　**経験・人脈を活かす**　＜技術士(化学)＞ ＊　商品開発企画、ポリマー配合技術、接着など加工技術、環境対策他 ＊　業界チャンネルへの紹介など ＊　日本技術士会会員、技術士協同組合組合員 ＊　海外との技術交流支援　＜外資企業にて技術交流経験より＞ ・**省エネルギー診断及び関連業務と改善提案**：　＜エネルギー管理士＞ ＊　(財)省エネルギーセンター、エネルギー使用合理化専門員 ＊　クールネット東京　技術専門職員 ＊　茨城県地球温暖化防止活動推進センター　省エネルギー診断員 ＊　民間企業の外部診断員として活動 ＊　東京都の指定温暖化対策事業所の「技術管理者」にも対応可能 ・**マネジメントシステム取得・維持のコンサルティングと審査業務** ＊　エコアクション２１、環境ISO、品質ISO、労働安全など ＊　NPO法人　環境NPOいばらき　会員　＜エコアクション２１審査人＞ ＊　ISO審査会社の外部審査員（環境・品質） ・**労働安全相談**　＜労働安全コンサルタント＞ ・**化学物質取扱い相談：**　＜公害防止管理者水質１種、危険物甲種他＞ ＊　排水、有機溶剤、危険物取扱いなど ・**特許出願相談**：　開発商品の特許戦略立案、案文作成など　＜商品開発経験より＞ ・**環境教育・セミナー**：　＜環境カウンセラー、高等学校普通科教諭（理科）＞ *茨城県環境カウンセラー協会会員 ・**上記関連機器・資材を中心とした開発・製造・販売：**		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	当事業所は、上記業務内容に沿って、 １．企業の商品開発アドバイザーを実施中 ２．省エネルギー診断、省エネルギー手法の提案などを中心とした業務を上記それぞれの団体にて実施中 ３．昨年夏、（財）省エネルギーセンターの依頼で節電サポートオフィスに非常勤勤務。節電に関する各種問合せに回答支援。 ４．昨年6月茨城県環境カウンセラー協会主催、茨城県、茨城県公害防止協会などの後援を受け「緊急節電チャリティーセミナー」の企画と講演。義援金は土浦市役所を窓口に日赤経由で被災地に届ける。 ５．昨年7月茨城県の依頼で「県内中小製造業への節電・省エネ対策セミナー」にて県下三ヶ所で講演 ６．エコアクション２１の審査業務の他コンサルタント業務として、県下保険代理店向けグループセミナーにて個別指導やコンサルティング業務を実施。 ７．昨年4月日本技術士会、技術士協同組合共同開催の新規開業技術士支援研究会279回にて独立技術士事務所としてのポリシーなどにつき講演		
ホームページ			
設立年月	平成22年　10月18日		
資本金/基本財産	円	活動事業費／	円
組　織	スタッフ／職員数　名　（内 専従　名） 個人会員　名	法人会員　名	その他会員（賛助会員等）　名

提 言

政策のテーマ　　原発と省エネ技術で世界貢献

◆応募分野：　〇Ａ　・　Ｂ（どちらかを選択して〇）

団体名：芦ヶ原環境エネルギー開発企画
担当者名：芦ヶ原治之

■政策の分野
・原発の今後と省エネ対策
・

■政策の手段
・基本政策の一つとして取り上げていただく。
　世界に向けた原発、省エネ立国を目指した国家の外交カードとしても有効利用いただく。

■キーワード	原発安全技術	省エネ技術	省エネ人材	ハードとソフト	省エネ機器産業

① 政策の目的
＊１）原発廃止論の欠けている視点への提言
＊２）CO2の２５％削減対策の提案
＊３）非軍事による世界貢献策としての提言

② 背景および現状の問題点
＊１）原発廃止論で忘れられていることがあります。それはわが国だけの問題で考えるべきではないということです。我が国がやめてしまっても、失礼ながら我が国ほどケアしきれない国々が原発を野放しで作り始める危険があります。
＊２）国際公約であるCO2の25%削減を我が国はあきらめようとしていること。
＊３）突然原発をやめようとすると、グローバルにエネルギー需給バランスが狂い、金融不安も重なって、戦争の危険性が高まる状況であること。
＊４）単に金を払うだけで湾岸戦争の時派兵できない日本は世界貢献が足りないと批判された経緯があり、非軍事的世界貢献の道が我が国にとって必要であること。
＊５）我が国の産業を育成するには単なるハードだけでは限界が見えてきている状況であること

③ 政策の概要
＊１）地球規模で原発をとらえた時、我が国は原発技術先進国として世界に貢献できる立場にあります。それを進めることを提言いたします。
　20011 年 7 月 9 日 NHK の原発についての討論を拝見し、直接意見もお送りしましたが忘れられている視点があります。
　今回の原発事故の経験を踏まえて我が国は世界で原発の安全技術の最先進国になるべきです。グローバルな視点で原発をなくすことはできません。自国の目の前だけの感情論だけで判断すべきではありません。
　資源小国の我が国が長年培ってきた原発技術は世界のトップレベルであるといえます。まして今回の事故の経験を活かせる技術と人材が我が国にはあります。
＊２）世界中で我が国ほど丁寧に省エネ活動を長年積み重ねてきた国はありません。(財)省エネルギーセンターは 30 年を超えるそのデータの積み重ねと、ノーハウと人材を擁しています。我が国は①省エネ性能に優れた機器例えばエアコン、コンプレッサー、モーターなどの個別機器の産業が多くあります。②今進めているスマートメーター開発とそれを使いこなす機器供給力と使い熟す技術力。③更に大きな視点で総合的に省エネ効果を高めるマネジメント力もありますし、また日々進歩を続けています。これらを組み合わせて海外、特に東南アジアに展開することで、CO2 削減に貢献できます。我が国の中だけでは難しい CO2 の 25%削減も海外に展開すれば、まだまだ省エネの不十分なところでは我が国国内に比べ大きく貢献することが今なら可能です。我が国の活動としてこの成

果を取り込めば CO2 の 25%削減は間違いなく達成できます。
＊３）援助を受けた国々に真に喜ばれること、すなわち軍事力でない世界貢献。これは尊敬される日本になる手段の一つであるといえます。費用対効果も優れています。更に省エネ機器産業を国を挙げて応援することができます。原発は地球を思えば長い目でやめてゆかねばならないと思いますが、50年～100年単位の国連での活動領域になってくると思います。その間メンテナンスも含めて我が国の技術力、設備力が活かせる場であると云えます。これらの組み合わせによりCO2削減、省エネルギーそして産業育成と雇用創出、景気活性につながる政策になると思います。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

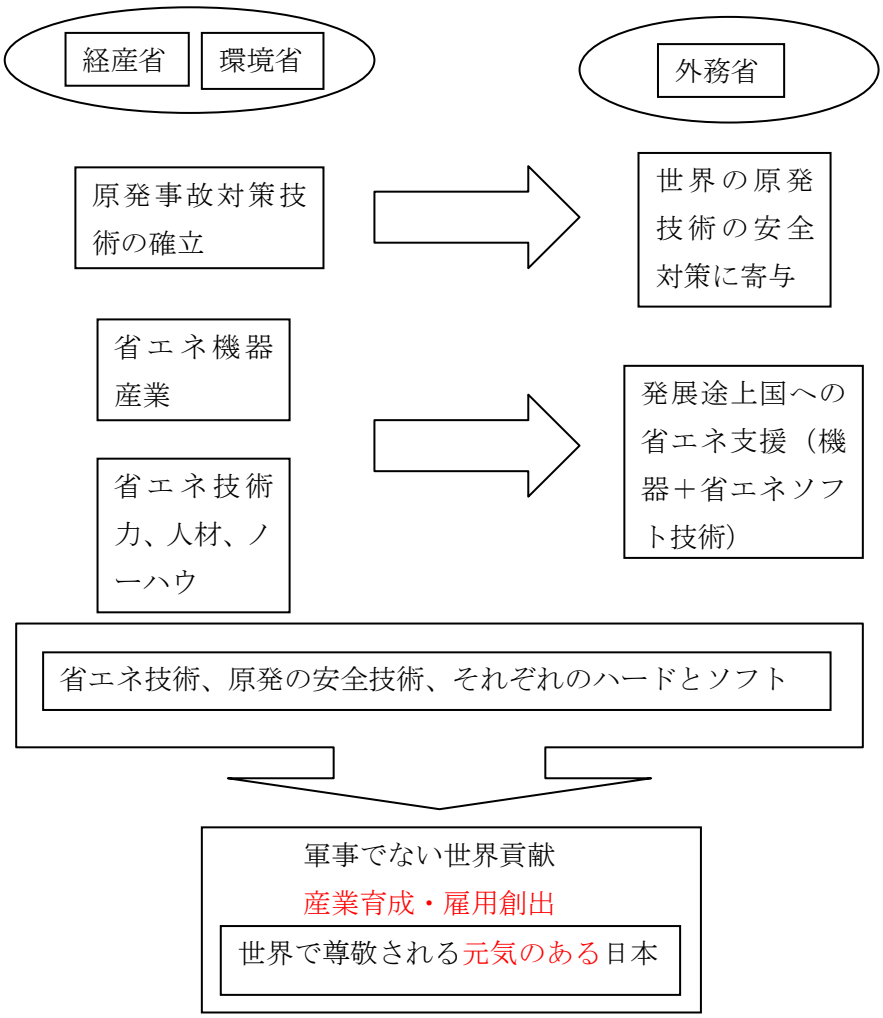

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）
政策主体は外務省と経産省と環境省

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）
グローバルな視点での非軍事的世界貢献と温暖化対策（CO2の25%削減の実現）と景気回復を通した、尊敬される日本が実現。

⑦ その他・特記事項

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	ＯＳＭネットワーク株式会社		
代表者	大隅 摩希子	**担当者**	大隅 健史　／　早田　和仙
所在地	〒615－0064 京都市右京区西院久田町 83 スーパーインドア 1F TEL: 075-311-4125　　FAX: 075-311-4127 Ｅ-mail: osm@osmnetwork.com		
設立の経緯／沿　革	昭和 23 年 大隅源商店設立、京都市太秦にて国内原木･製材事業開始。 昭和 63 年 大隅木材(株)に変更､京都府園部町(現 南丹市)にて米材原木仕入販売、及びプレカット工場稼動。 平成 11 年 大隅木材(株)解散。平成 12 年 (有)オークスを設立し木材販売開始。 平成 17 年 ＯＳＭネットワーク(株)設立し木材販売、木造ＣＡＤシステム販売開始。 平成20年 関西地区木質カスケード事業計画を立案し､電力会社、地方自治体、関係官庁及び民間企業と種々検討中で現在に至る。		
団体の目的／事業概要	◆事業名：関西木質カスケード事業◆ 京都北丹後、奈良吉野及び大阪北摂地区等にて間伐材と林地残材の有効利用の手段として地方自治体の支援を得て原料を確保し、カスケード事業計画に沿って集成材ラミナー製材と製紙建材用、木質ナノカーボン用及び化石燃料に替わる火力発電用チップを製造する。		
活動･事業実績(企業の場合は環境に関する実績を記入)	◆平成２０年より本格的な国内木質カスケード事業を京都議定書の発祥地である関西で構築するにあたり､当該事業計画を企画立案し、電力会社､地方自治体、関係官庁及び民間企業との種々協議中。 ◆木造建築物の設計用ＣＡＤシステムによる設計用ＣＡＤシステムの販売とコンサルティングを通して、太陽光パネルの許容応力度計算に基づく荷重計算、設置･配置図の作成と架台､パネルの販売･施工を実施し、次世代エネルギーの拡販実践中。		
ホームページ	なし		
設立年月	平成 17 年 10 月　＊認証年月日（法人団体のみ）　年　月　日		
資本金/基本財産（企業・財団）	資本金10,000,000円	**活動事業費／売上高（H22）**	12,370,000円
組　織	スタッフ／職員数　4　名（内 専従　2　名） 個人会員　名 ｜ 法人会員　名 ｜ その他会員（賛助会員等）　名		

提 言

政策のテーマ	国産材の循環型利活用（石炭火力発電所での混焼）による 森林整備、ＣＯ２削減、新産業の育成、及び地域雇用の推進

◆応募分野：（Ａ）・ Ｂ（どちらかを選択して○）

団体名：OSM ネットワーク株式会社

担当者名：大隅　慶人
早田　和仙

■政策の分野
・循環型社会の構築
・地球温暖化の防止
■政策の手段
・法律、条例、国際条約の制定・改正または司法的解決
・税制措置

■キーワード	エネルギー 安全保障	森林整備	CO2削減	雇用創出	循環型社会

① 政策の目的
本提案は、国産材の循環型活用（石炭火力発電所での混焼）により、国産エネルギー供給源の多様化、森林整備、CO2削減、雇用創出を目指す。
安全保障面からの国産エネルギー源の確保

② 背景および現状の問題点
◆エネルギー源の国産化／多様化
安全保障の観点からも、福島原発事故に始まるエネルギー源の国産化／多様化が重視されてきている。また諸外国からは自国の森林資源を利用せず、他国の森林破壊を行なっているとの批判もある。
◆森林整備の推進
国内の山林は戦後の植林以降、大部分が整備されておらず荒廃状態で放置されている。
森林整備を促進することにより、山林保全・水資源の確保と自然・動物との共生を目指す山里づくりを推進する必要がある。
◆ＣＯ２の削減
地球温暖化防止対策として各業界でＣＯ２の削減が実施されている。
非化石燃料として国内の間伐材・林地残材という資源の有効利用により、木質バイオマスの利活用が国策として推進開始される状況となっている。
◆雇用対策を含む地域社会の活性化
林業の国内自給率向上を促進すると共に、持続可能な地域づくりの一環として新産業育成、及び雇用促進が急がれている。

③ 政策の概要
１．エネルギー源の国産化と多様化に向けた法整備。
２．森林整備のため、林野庁や農水省以外にも多くの分野が一体となって進めるための法整備。
３．国産木質バイオマスチップを既存の石炭火力発電所において混焼させる条例の整備。
安全保障の観点からも、エネルギー源の多様化に向けた法整備を行う必要がある。また、国土保全の観点からも、森林整備は喫緊の課題。林野庁や農水省だけではなく、多くの関係機関が一体となって取り組むべきための法整備を行うべき。
その中で、現在、電力業界の自主的な取り組みで石炭火力発電所にて木質バイオマスチップを混焼している。これを、日本国内の切り捨て間伐材などのバイオマス資源を有効活用することで、CO2削減、山林保全、林業振興、自国のエネルギー源の多様化、雇用確保に繋げられる。国内でエネルギーの循環（創出／流通／利用）を実現する。そのために、国からの指針を示すか、各地域にて条例の制定を行うべき。
　また、炭素税と排出権を取り決め、ＣＯ２削減に対するインセンティブがかかるようにする。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

エネルギー源多様化や森林整備、雇用創出など、喫緊の課題に対して、それぞれ個別の対策は実施されているが、財政危機が深刻化する中、更に効率よく対策することが望まれる。一体となって実施すべき旨を明文化し、それぞれの取り組みを行う。

更に、国産木質バイオマスチップを既存の石炭火力発電所で混焼させる件に関しては、各地で条例を制定し、電力会社に対してある程度の強制力をもって実施していただく。

また、CO2を排出する企業に対して10,000円／t-CO2のペナルティを課し、CO2排出を抑制した企業に対しては、2,000-3,000円/t-CO2程度の優遇措置を設け、CO2排出抑制に対するインセンティブがかかりやすい状況にする。

合わせて、森林整備に対する補助金が直接山の現場に届くようにシステムの変更を実施する。

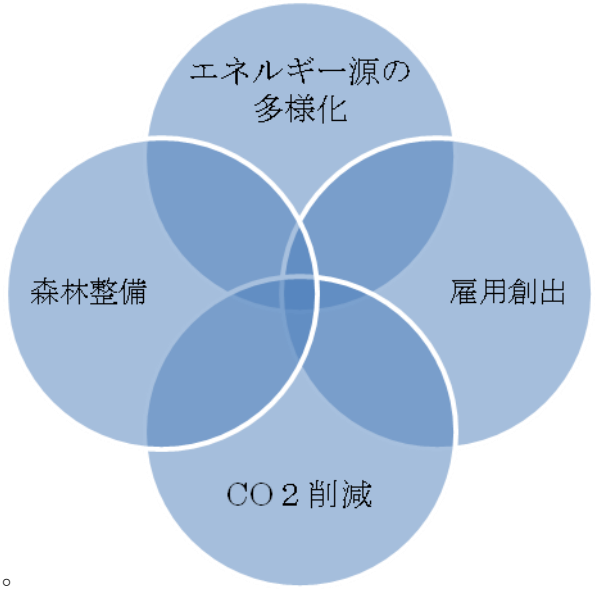

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

農水省大臣官房政策課長	末松 広行 氏
ＯＳＭネットワーク株式会社	大隅　慶人
	寺西　潔
	久松　啓次
ＮＰＯ法人プロジェクト保津川　理事	早田　和仙

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

９０万キロワット級火力発電所に国産木質バイオマスチップを３％混焼させたと仮定。

１．CO2削減量4.6万トン／年
２．間伐材利用6万立米／年
３．雇用創出660人

全国の電力会社の石炭火力発電所総出力４０００万キロワットで実施と仮定。

１．CO2削減量204万トン／年
２．間伐材利用267万立米／年
３．雇用創出29,300人

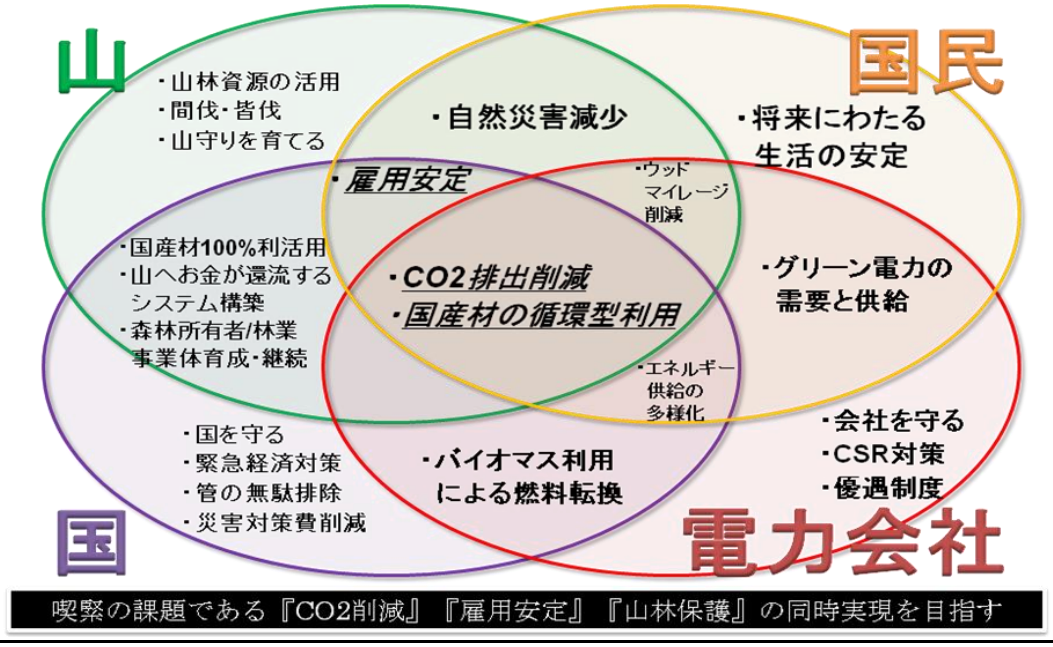

⑦ その他・特記事項

・先ず『地球温暖化』『雇用対策』『山林荒廃』『エネルギーリスクの低減』といった大きな問題があり、それに対処するために、関係各省庁が一体となって取り組むべき
・中間マージンをそぎ落とし、全体として現場へ効率よく資金が回るようにするべき

新産業への施策
～次世代への種まき～

エネルギー生成（蓄積・循環）期間の比較

木など バイオマス燃料	石油・石炭など 化石燃料	ウランなど 原子燃料
数十年～数百年	数千万年～数億年	数億年～
短 ←→		長

- 地球は太陽のエネルギーによって維持されている。
- 数千万年以上前に地中に閉じ込められたエネルギーを利用すれば、地上が熱くなるのは当然。
- 人間が生きていくスパンで再生されるエネルギーを使うべき
- 石油や石炭を木などに置き換えることを目指すべき

木など数十年スパンで再生される原材料から、構造材や燃料などのエネルギー源をつくり出せれば、日本の山は資源の宝庫となる。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	株式会社　テクニコ		
代表者	諏訪　寧三	**担当者**	幸野谷　治利
所在地	〒　530-0044 大阪府大阪市北区東天満 2-10-14 南森町 YN ビル 9 階 TEL:06－6357－0380　　FAX:06－6357－0380 E-mail:		
設立の経緯／沿　革	1986 年 9 月 大阪市北区与力町に設立　1986 年 9 月 ホテルニューオータニ大阪と契約 1989 年 6 月 東京支店開設　1989 年 6 月 ロイヤルパークホテルと契約 1989 年 6 月 ホテルオークラ神戸と契約　1993 年 9 月 横浜ロイヤルパークホテルと契約 1994 年 9 月 ホテルニューオータニと契約　1995 年 12 月 仙台ロイヤルパークホテルと契約 1996 年 3 月 帝国ホテル大阪と契約　1999 年 4 月 青山ダイヤモンドホールと契約 2007 年 5 月 小田急ホテルセンチュリー相模大野、8 月ザ・ペニンシュラ東京と契約 2008 年 1 月 ホテル阪神と契約 4 月大阪支店オフィスサポートセンター開設（東大阪市） 2009 年 3 月シャングリ・ラ ホテル東京、7 月ハイアットリージェンシー大阪と契約 2011 年 1 月 グランドプリンスホテル高輪、グランドプリンスホテル新高輪と契約		
団体の目的／事業概要	ホテル宴会場、ホールでの結婚披露宴、企業イベント、会議、セミナーなど、様々な空間演出に携わり、本年創業 26 年を迎えました。テクニコは 3 つの業務を軸に業務を展開しています。 その 3 つとは「オペレーション」「ソリューション」「ソフトプロモーション」。 音響・照明・映像をハードとソフト両面から捉えてトータルに提案を行います。 お客様の意向を主体にしながら他にはない独創性はもちろん、合理性や経済性を追求しています。 この事を弊社では「テクニコデザイン」と呼んでいます。 現在、30 カ所のホテルと契約をさせていただき、日々「テクニコデザイン」を実践しています。 また、各代理店や企業様より高い評価を頂き、企業イベントや大規模セミナー等の業務を担っています。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	テクニコはホテル宴会場のハードに関しても、プランニングや設備設計施工に携わっています。 長年の業務経験から本当に必要なもの、今後必要になる製品等を見極め、提案を行ってまいりました。 ホテル宴会場の改修設備は通常 10 年～15 年周期で行われていますが、不況の影響もあり全ての会場を改修することが難しい環境にあります。特に中小規模会場は設備改修を後回しにするケースが多く、古い設備のまま使用しています。また、スポットライト等の備品に関してもホテルの開業から更新されないケースは珍しくありません。 このような背景から大手メーカーは中小規模会場で使用する業務用スポットライトの新機種を開発してきませんでした。市場規模もかぎられており、開発に時間とお金を費やすメリットが少ないと判断されているように思われます。 近年、演出照明機器の多くは LED 製品が使用されています。しかしながら LED 製品を使用する場合、会場設備を利用するのではなく、あくまでも仮設で業務を行っています。現在の宴会場設備では LED 製品を簡単に制御することはできません。 特に中小規模会場での制御は不可能に近い状況です。 LEDは様々な環境で使用できる製品が開発されていますが、既存調光設備に対応できる業務用製品がほぼ存在しません。 そこで宴会場、商業施設、葬祭場等、既存設備を改修せずＬＥＤスポットライトが使用出来れば、安全面、コスト面を含めてお客さまに魅力ある製品になるのではないかと考えました。 そこで経験と実績を生かし開発に着手。昨年、調光型 LED スポットライト「SL1(ｴｽｴﾙﾜﾝ)」を完成しました。		
ホームページ	http://www.technico-co.com		
設立年月	1986 年 7　月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　1986　年　　7 月 24 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	4000万円	**活動事業費／売上高（H22）**	12億円
組　織	スタッフ／職員数　238　名　（内 専従　177 名） 個人会員　　名 ／ 法人会員　　名 ／ その他会員（賛助会員等）　　名		

提 言

政策のテーマ　　あらゆる場所での照明機材の省エネ化

◆応募分野：　A ・ (B)（どちらかを選択して○）

団体名：株式会社　テクニコ

担当者名：幸野谷　治利

■政策の分野
・2
・

■政策の手段
・6
・5

■キーワード	省エネ	安全性	業務用LEDスポットライト	調光可能	コンパクト

① 政策の目的
・灯具を交換するだけで演出が可能なLED照明機器の開発により、演出が不可欠な場所や公共施設などにも簡単にLEDスポットライトの導入出来る。
・中規模の舞台用スポットライトと同じ明るさ（ハロゲンランプ250ｗ相当）でLED化を可能にする。

② 背景および現状の問題点
・不景気と昨今の天災により大手メーカーは中小規模会場で使用する業務用スポットライトの新機種を開発していない。
市場規模も限られているため、20年以上も変更しないモデルも多数ある。
・既存の調光設備でLEDを操作する場合、工事やシステム変更が不可欠。

③ 政策の概要
・中規模の舞台用スポットライトと同じ明るさ（ハロゲンランプ250ｗ相当）でLED化を可能にするため、電気料金、CO2排出量共に8分の１に削減。

・演出が必要である公共施設や場所に既存の設備で操作できるLEDスポットを導入することにより、工事費、灯具以外の機材や設備交換が不要になるので導入時のコストが落とせる。

・LEDの特性である発熱をしないので安全かつ、夏場の空調費用もコストダウン可能。

・もう一つのLEDの特性であるランプ寿命(定格寿命)時間が長時間（3万時間以上）のため24時間連続点灯しても3年以上ランプが切れないため、電球の交換がほぼ必要が無い。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

・公共施設に導入するケース。

現状使用している照明器具の照度、光の広がり、演出効果を調査
↓
灯具の選定と数量の決定
↓
電気料/CO2排出量の算出
↓
デモンストレーション実施、既存調光のマッチング調査
↓
納品

・リフォーム・新設に導入するケース

設計社、プランナーと全体のプランニング
↓
照度、光の広がり、演出効果により灯具と数量を決定
↓
電気料/CO2排出量の算出
↓
取り付け工事

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

施主→施工会社→**株式会社　テクニコ**

設計事務所

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

・消費電力、CO2排出量が約8分の1に削減。※250ｗのハロゲンランプ照明機器と比較
・熱を発しないため安全。
・工事不要
・軽量、コンパクトの為、簡単に設置、取り外しが可能
・ランプ点灯時間が長いため電球交換がほぼ不要
・演色係数（CRI）が「85」あるため対象物の色も鮮やか

⑦ その他・特記事項

導入事例

団体・組織の概要 ※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	社団法人静岡県環境資源協会		
代表者	荒木　信幸	**担当者**	井上隆夫
所在地	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町 44-1 TEL:054－252－9023　　FAX:054－652－0667 E-mail:inoue3@po3.across.or.jp		
設立の経緯／沿　革	公害防止を産業側から支援する団体として設立され、その後、エネルギー問題や廃棄物問題など支援する範囲が広くなり、昭和 57 年に現名称に変更した。 昭和 48 年 2 月　静岡県産業公害防止協会として設立 昭和 49 年 4 月　社団法人静岡県産業公害防止協会として認可 昭和 57 年 5 月　社団法人静岡県環境資源協会に名称変更		
団体の目的／事業概要	（目的） 本会は、環境の保全に寄与するとともに、資源・エネルギーの有効かつ高度利用を促進し、健全なる地域社会及び経済の発展を図ることを目的としている。 （事業概要） ・環境保全及び資源・エネルギーの有効利用等に関する技術等の支援、研究 ・環境の変化を最小限にするための環境アセスメント ・環境省のエコアクション２１の地域事務局		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	協会の 40 年間の実績をもとに、バイオマスの利活用に関しては NPO 法人静岡県バイオマス利活用ネットワーク、エネルギーに関しては NPO 法人静岡県新エネルギー推進機構を会員及び関係者と設立し、より詳細に取組を推進している。 （エネルギー） ・県内の企業に対する省エネルギー診断 ・食品廃棄物によるメタン発酵及び燃料電池での利用（NEDO） ・一般廃棄物の RDF によるエネルギー利用（NEDO） ・静岡県における新エネルギーの導入・緑の分権改革（静岡県） （廃棄物循環） ・ペーパースラッジを原料としたハイブリッドサンドの開発（経済産業局） ・静岡県リサイクル認定品制度（静岡県） （バイオマス） ・選定枝によるエネルギー利用（民間） ・県内のバイオマスタウン構想の構築（市） （環境マネジメント） ・環境省エコアクション２１認証・登録数全国１位		
ホームページ	http://www.siz-kankyou.jp/		
設立年月	昭和 48 年 2 月　　＊認証年月日（法人団体のみ）昭和 49 年 4 月 1 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H22）**	113,000,000 円
組　織	スタッフ／職員数　　１０名（内 専従　　８名）		
	個人会員　　名	法人会員　１２０名	その他会員（賛助会員等）　　名

提 言

政策のテーマ	河川刈草や流木を利用した緊急時対応可能な エネルギー利用システムの構築

◆応募分野： A ・ (B) （どちらかを選択して○）

団体名：社団法人静岡県環境資源協会 担当者名：井上隆夫

■政策の分野
・②地球温暖化の防止
・⑨持続可能な地域づくり
■政策の手段
・⑤施設整備等
・⑨組織体制整備

■キーワード	草木利活用	バイオマスボイラ	産官民協働	緊急災害時対応	環境保全

1 政策の目的
河川の管理に係り伐採する葦や台風通過時における流木、家庭や公共工事で発生する剪定枝等の草木類を燃料とした発電、ボイラによる温水等に利用できるシステムを構築し、地球温暖化の防止に寄与するとともに、地震等災害時においては、地域において電気及び熱を災害対応用や市民に供給できるシステムの構築を目的とする。

2 背景および現状の問題点
地方自治体において、海岸や河川の漂着物は一般廃棄物として処理をしており、その収集から処理までのコストは多大となっている。
自治体における焼却施設の設置には、多額の費用、地元住民への理解など多くのエネルギーを投入しなければならず、そのためにも、焼却施設への搬入量は少しでも減らす必要がある。
また、河川の草木の伐採にも多大な費用が生じており、費用の削減が求められている。
近年の大地震などにより、地震など緊急時における、独立した電源確保の必要性も自治体には迫られている。

■一般廃棄物の処理の課題
・河川管理において、環境維持、防災のために葦等の草木の伐採を行い、多くは、一般廃棄物として市町村の焼却炉にて焼却処理されている。その搬出及び処理については流木処理1立米あたり12,000～13,000円との試算もあり､その処理には多額の費用が生じており、低コストの搬出方法、効率的な利活用方法が必要となっている。
・家庭や公共工事の剪定枝についても多量に排出されており、チップ化を進めている自治体もあるがその数は少ない。多くは焼却施設での燃焼である。

■利活用時の課題
・葦を燃料として利用する際には、通常の状態では体積あたりのカロリーが低く、また、自動処理が難しい。そのため、ペレットやチップ化して効率のよいシステムが必要である。
・海岸においては、特に台風時には多量に流木が上がっている。流木は塩分を含んでおり、堆肥などの利用には向いておらず、また、塩分により焼却炉をいためるため処理には課題がある。

■緊急時の対応
・地震の対応のための施設として、発電、エネルギー供給ができる施設の設置増加が求められている。

3 政策の概要

適正な海岸及び河川の管理を進める中で、流木や葦などの草木を低コストで収集するシステムを作り、緊急時を考慮した中での地域での効率的な利活用システムを構築する。
化石燃料を代替することでの二酸化炭素排出抑制による地球温暖化の防止、緊急時における独立した電源、熱の確保を図るものである。

■低コストの収集システムの構築	一般廃棄物の適正処理、利活用のため、河川の刈草及び海岸流木等の産官民連携による効率的及び低コストの収集システムを構築する。

河川の草刈り時において、嵩密度の低い草木類を効率的に搬出するシステムを機械等のハードと人材配置等のソフトの両面から構築していく。海岸流木においては、大きな流木を搬出するに当たり、現地で粉砕する、または、現状のまま搬出するシステムの構築が必要となる。家庭や公共工事での剪定枝については現状のシステムを継続していく。

■原料の供給システムの構築	安定した原料の供給システムを構築する。

安定した利用のためにも、原料供給の体制づくりが必要となる。
供給に見合った破砕技術、固形技術の確立を行う。
河川、海岸からの収集は定期的でないため、安定した供給のためにストックヤードの設置も必要となる。また、定期的な確保が可能な家庭や農家からの剪定枝も合わせて受け入れていく。

■利用システムの構築	緊急時にも対応可能な利用システムを構築する。

収集した草木を単純焼却するのでは無く、エネルギー利活用の構築を進めていく。
地震等の緊急時においては、独立した発電施設が必要となる。庁舎、公民館、公園等にバイオマス発電の装置を設置し、通常時は施設のエネルギーとして利用し、緊急時には災害対応用のエネルギーの確保としていく。

4 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

自治体の管理のもと、一般廃棄物である流木、草木を効率よく、低コストにて利活用できるシステムの構築を進めていく。

検討事項の抽出	収集可能量、収集システム、利用システムに関する調査を行い、コスト、技術、体制における課題の抽出を行う。

▼

検討事項の解決	検討事項に対して、システムの解決及び技術的な課題についての開発を行っていく。

▼

社会実験	全体のシステムづくりを行い、海岸等を有する複数市町において、市民、企業の協力を得た中で社会実験を行い、取組への課題とする。

▼

事業の普及	社会実験の中で見えた課題を解決し、全国への普及を行う。

①検討事項の抽出
システムの構築にあたり、発生源、発生量を把握し、その特性に応じた収集システム及び利用システムを進める上での検討事項、たとえば、巨大な流木の収集システム、塩分を含んだ流木、河川での葦の回収方法、効率的な利用技術などについて抽出を行う。

②検討事項の解決
検討事項を体制の構築による解決、法律面での解決や作業面等の技術システムの開発により解決をしていく。技術的な課題は公的研究機関の協力を得て進めることも重要となる。

③社会実験
検討事項を解決したシステムづくりを行い、海岸等を有する複数市町において、市民、企業の協力を得た中で社会実験を行っていく。事業の普及に当たっての課題などを再度確認し、次の事業普及へとつなげていく。

④事業の普及
社会実験の中で見えた課題を解決し、全国への普及を行う。地域特性も考えられることから、バイオマスタウンアドバイザーなどを活用して普及を図る。

5 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

河川、海岸の環境維持、環境への負荷低減、緊急時に協力など、公共団体、民間企業、市民の協力をもって推進していく必要がある。

公共団体	草木の伐採、収集、利用先の確保
民間企業	地域における草木収集の協力、利用のための技術開発
市民	地域における草木収集の協力、緊急時の施設の運用など
地域団体	連携の調整

6 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

■循環型システムの構築
流木などの草木の利用システムを構築することで、廃棄物の循環型システムが構築される。

■地球温暖化防止
化石燃料の代替として草木を利用することで、二酸化炭素の排出削減となり地球温暖化防止に寄与する。

■地域コミュニティの構築
海岸や河川での産官民の連携により、地域コミュニティの構築が図れる。

■緊急時のエネルギー確保
通常は施設でエネルギーを利用し、非常時においては独立したエネルギー供給源として利用ができる。

7 その他・特記事項
静岡県をはじめとする東海地方においては海や河川も多く有し、今後の地震等の発生確率を考慮した中で、分散型の独立したエネルギー源確保は必須である。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	財団法人　沖縄県公衆衛生協会		
代表者	小渡　有明	**担当者**	若林　真也
所在地	〒 901-1202 沖縄県南城市大里字大里２０１３ TEL:098－945－2686　　FAX:098－945－2973 Ｅ-mail:koeikyo@ii-okinawa.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	昭和 44(1969)年 3 月設立総会、翌年 3 月 25 日県知事認可 財団法人沖縄県公衆衛生協会は「公衆衛生の向上を図り、県民の健康で文化的な生活の建設に寄与する」ことを目的に設立。		
団体の目的／事業概要	①沖縄県公衆衛生大会・学会の開催 ②公衆衛生に関する講習会・研修会の企画、開催 ③エイズ等感染症対策の普及啓発 ④環境計量証明事業 ⑤ハブ対策事業 ⑥環境保全・環境衛生に関する調査研究事業 ⑦保健・医療・福祉に関する調査研究事業 ⑧自治体の各種計画（総合計画等）に関する調査研究事業 ⑨その他、出版活動、環境教育・衛生に関する活動 ⑩沖縄県地球温暖化防止推進センターの運営 ⑪おきなわアジェンダ 21 県民会議の事務 ⑫その他、本会の目的達成のために必要な事項		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	＜環境保全・行動計画等の策定＞ H.18　小・中・高・特殊教員への環境学習指導事業 H.19　那覇市地球環境保全行動計画 H.22　みんなでつくる清ら島－おきなわアジェンダ21－行動計画改定 ＜地球温暖化防止対策事業＞ H.19～H.21　一村一品知恵の環事業（沖縄代表選出事業） H.19　沖縄県民版環境家計簿 H.20　太陽光発電フォーラム H.21　エコドライブ講習会 H.22　省エネルギー対策普及促進事業 H.22　地球温暖化防止に関する地域活動支援事業		
ホームページ	http://www.okica.or.jp/koeikyo/		
設立年月	1969 年　3 月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　1969 年　3 月　25 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H22）**	円
組　織	スタッフ／職員数　25 名　（内 専従　名） 個人会員　名　法人会員　名　その他会員（賛助会員等）　名		

提 言

政策のテーマ　　エコドライブフォローアップ教習の実施によるＣＯ２削減

◆応募分野：　Ａ ・ Ｂ（どちらかを選択して○）

団体名：財団法人沖縄県公衆衛生協会

担当者名：若林　真也

■政策の分野
・地球温暖化の防止

■政策の手段
・自動車の低燃費な運転方法（エコドライブ）の実践的普及

■キーワード	エコドライブ	出前教習	フォローアップ	ＣＯ２削減	交通事故防止

① 政策の目的

中小企業を主たる対象として、エコドライブ教習を開催し、受講者にエコドライブのスキルを定着させることで、自動車に起因するＣＯ２削減するとともに、事業者の燃料使用量の削減、交通事故の低減を測る。

② 背景および現状の問題点

エコドライブは、国土交通省、経済産業省、環境省、警察庁にて推奨される車の低燃費な運転方法であり、正しく行えば２割近く燃費が改善され、車から発生するＣＯ２の抑制につながり、化石燃料の使用量の削減、交通事故の防止にもつながる。しかし、現在、エコドライブを普及させる上で以下のような課題がある

１　エコドライブを体系的に学ぶ場が無い（少ない）

エコドライブに関する情報は、現在、インターネットをはじめとする様々な媒体で入手することができる。しかし、エコドライブを実践するためには、知識として頭で理解するだけでなく、体で覚えて、実践できる必要があり、そのためには、実際に走行しながらエコドライブを学ぶ必要があるが、こうした教習を行う場が限られている。

２　エコドライブの内容が正しく理解されていない

エコドライブについて学ぶ場が無いため、エコドライブの内容が正しく理解されておらず、エコドライブの効果も実際よりも低く考えられている。また、エコドライブに関する誤解も多い。例えば、エコドライブの一つに急発進をしないという項目があるが、ほとんどのドライバーは、急発進をしていないので、自分は既にエコドライブをしていると誤解している。一般のドライバーの発進は、エコドライブの立場から見ると必要以上にアクセルを踏み込んでいるケースが大部分である。

３　エコドライブを継続して行うための仕組みがない

エコドライブを実践していくためには、実際に教習を受けた後に、受講者が日頃の運転から継続してエコドライブを行うことが必要である。そのためには、一度、エコドライブ教習を受講した受講者に対する継続的なフォローが必要であるが、現在、その仕組みがない。そのため、一度、教習を受けても、その内容が受講者の日頃の運転に反映されず、以前のエコドライブではない運転に戻ってしまうことが懸念される。

③ 政策の概要

エコドライブに対する正しい知識を普及させ、エコドライブを実践するドライバーを増やすため、出前講座形式による実践的なエコドライブ教習を開催するとともに、一度、教習を受けた方が継続してエコドライブに取組めるように、フォローアップ教習等を開催し、エコドライブの継続的な取組を支援する。

1　エコドライブ教習の開催

自治体、交通安全協会、中小企業同友会等との連携による広報を行い、県内各地でエコドライブ教習会を開催する。

2　エコドライブフォローアップ教習を行う

エコドライブ教習受講者に対し、エコドライブの知識・技術をより確実なものとするため、教習を受講した方に対して、エコドライブフォローアップ教習を行う。更に、教習受講者がエコドライブによる燃費削減効果を実感し、継続するための動機付けとするため、燃費手帳を作成し配布する。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1　エコドライブ教習の開催

・ 沖縄県、県内の自治体、沖縄県交通安全協会連合会、中小企業同友会等の協力のもと、エコドライブ教習の開催に関する広報を行う。
・ 教習は、省エネルギーセンターの指導を受けて、実際に1500名を超える教習経験を有する財団法人沖縄県公衆衛生協会のエコドライブインストラクターが以下の教習プログラムに基づいて行う。

＜教習プログラム＞

事前走行	受講者の普段の運転を見るため、インストラクターが同乗し走行＊１
座学	エコドライブに必要な知識に関する座学講習
エコドライブ走行実習	②の座学に基づき、インストラクターのデモ走行の後に、各受講者が実際にインストラクターの指導のもと、事前走行と同じコース＊２を走行しながたエコドライブの運転操作を学ぶ。
レビュー	事前走行、エコドライブ走行実習の後に、各受講者ごとにインストラクターが今後の留意点等について指導。

＊１，＊２　走行コースは事前に教習場所に応じて公道上に設定したコースを使用

2　既存の受講者に対しフォローアップ教習の開催

・ エコドライブ教習を一度、受講した方のエコドライブの継続を支援するため、既存の受講者に対して定期的にエコドライブに必要な知識・技術が定着しているかを確かめるフォローアップ教習を開催する。
・ フォローアップ教習では、一度、教習を受けた受講者に対し、一般道を走行してもらい、適宜、インストラクターによるアドバイスを行うことで、エコドライブの知識・技術を受講者に身につけさせるものとする。

3　エコドライブを継続するしくみづくり

・ エコドライブ教習の受講者に対して燃費の記録を推奨するため、エコドライブの概要と燃費の記録方法をまとめた「燃費手帳」を配布する。
・ 燃費の記録をつけることを推奨するため、エコドライブにより一定以上の燃費を出した方を表彰する制度等について検討する。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

１　実施主体

財団法人沖縄県公衆衛生協会

２　提携・協力主体

沖縄県、那覇市、沖縄市、財団法人省エネルギーセンター、沖縄県警察本部、沖縄県交通安全協会連合会

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

１　ＣＯ２排出量の削減

エコドライブを普及させることにより、ほとんど初期投資を必要とせずに、自動車に起因するＣＯ２排出量を２割（平成23年度沖縄県エコドライブ普及促進事業委託業務による実績値）近く削減することができる。

２　燃料使用量の削減

エコドライブにより自動車の燃料使用量についても２割の削減につながる。これは特に自動車を多く使う企業にとっては、大きな経費の削減につながる。

３　交通事故の防止

エコドライブを実践することで、交通事故の防止につながる。エコドライブ走行では、周囲の交通状況を正しく把握する必要があり、そのため交通事故の発生確率を低減させる効果が期待される。

⑦ その他・特記事項

・ 沖縄県公衆衛生協会は、平成23年度沖縄県エコドライブ普及促進事業委託業務により1月28日現在で1528名に対し、エコドライブ教習を実施し、約18％の燃費改善効果を記録している。

・ 沖縄県警察本部で行ったエコドライブ教習を契機に、現在、所轄警察署が行う交通安全講話の場でエコドライブの座学講座を開催している。

・ 沖縄県交通安全協会連合会が行う安全運転管理者講習会にて、当協会が行うエコドライブ教習会が紹介されている。